

令和 4 事業年度

事業報告書



独立行政法人

鉄道建設・運輸施設整備支援機構

目 次

1. 法人の長によるメッセージ	2
2. 法人の目的、業務内容	3
3. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）	5
4. 中期目標	6
5. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等	8
6. 中期計画及び年度計画	9
7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉	2 4
8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策	3 0
9. 業績の適正な評価の前提情報	3 1
10. 業務の成果と使用した資源との対比	3 8
11. 予算と決算との対比	4 1
12. 財務情報	4 2
13. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報	4 5
14. 内部統制の運用に関する情報	4 7
15. 法人の基本情報	4 8
16. 参考情報	5 4

（注） 本事業報告書における計数は、単位未満四捨五入のため、合計額と一致しないことがあります。

1. 法人の長によるメッセージ

～ 安全で安心な、環境にやさしい

交通ネットワークの確立を目指しています。 ～

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（Japan Railway Construction, Transport and Technology Agency (JRRT)）。以下「機構」という。）は、明日を担う交通ネットワークづくりへの貢献という基本理念にもとづき、我が国の交通ネットワークの整備への貢献、経済社会の発展に寄与すべく、新幹線をはじめとする鉄道の整備、船舶共有建造を通じた内航船舶の整備に取り組んできたほか、近年では、地域公共交通の活性化、国際貢献などにも活動の場を広げています。



鉄道建設については、現在、我が国の高速鉄道網を形成する北陸新幹線（金沢・敦賀間）、北海道新幹線（新函館北斗・札幌間）の着実な整備を進めるほか、自然災害により被害を受けた鉄道施設の復旧支援への取り組みを始めました。

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

理事長 藤田 耕三

また、船舶共有建造に関しては、内航海運のカーボンニュートラルの推進といった国の政策の方向性を踏まえつつ、政策効果の高い船舶の建造を促進しています。

令和5年度には、新たな第5期中期計画がスタートしました。今後5年間、これに基づき、「業務プロセスの見直し等改革の確実な実施」、「運輸・交通分野を取り巻く課題への対応」、「カーボンニュートラルの実現をはじめとする社会的課題への対応」を柱として、様々なプロジェクトに取り組んでいくこととしています。

近年、世界的に、デジタル化や脱炭素の動きが加速化し、経済社会に急速な変革をもたらす一方、国内では人口減少が進む中で地域の活性化がますます切実な課題となる等、当機構の事業を取り巻く環境も大きく変化してきています。こうした中、業務運営のあり方などを不断に見直し、国民の皆様のニーズを踏まえて、諸課題に柔軟かつ適切に対応していく所存です。

当機構は令和5年度に、設立から20周年の節目を迎えます。この間、多くの関係者の皆様のご理解とご支援を頂戴してまいりました。引き続き、新幹線プロジェクトをはじめとする事業やさまざまな取り組みとその成果について、広く国民の皆様のご理解をいただきながら業務を推進してまいります。

本事業報告書が、機構の様々な活動についてご理解いただく一助になることを願っております。

2. 法人の目的、業務内容

(1) 法人の目的

機構は、鉄道の建設等に関する業務及び鉄道事業者、海上運送事業者等による運輸施設の整備を促進するための助成その他の支援に関する業務を総合的かつ効率的に行うことにより、輸送に対する国民の需要の高度化、多様化等に的確に対応した大量輸送機関を基幹とする輸送体系の確立並びにこれによる地域の振興並びに大都市の機能の維持及び増進を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的としています。

(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成14年法律第180号。以下「機構法」という。)第3条)

(2) 業務内容

機構は、機構法及び日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成10年法律第136号。以下「債務等処理法」という。)に基づき主に以下の業務を行っています。

(1) 鉄道建設等業務

- ・新幹線鉄道等の鉄道施設の建設、貸付け等を行うこと。
(機構法第13条第1項第1号～第6号及び同条第4項)
- ・海外高速鉄道調査等業務を行うこと。
(機構法第13条第3項)

(2) 鉄道助成業務等

- ・鉄道施設整備を行う鉄道事業者等に対する補助金等の交付を行うこと。
(機構法第13条第2項)
- ・中央新幹線建設に要する費用に充てる資金の一部の貸し付けを行うこと。
(機構法附則第11条第1項第4号)

(3) 船舶共有建造等業務

- ・船舶の共有建造等を行うこと。
(機構法第13条第1項第7号及び第8号)

(4) 地域公共交通出資業務等

- ・持続的な地域旅客運送サービスの提供の確保を図る事業への出資等を行うこと。
(機構法第13条第1項第9号)
- ・複数の輸送モードの結節を行う機能等を有する一定規模の物流拠点施設の整備に対する資金の貸し付けを行うこと。
(機構法第13条第1項第10号)
- ・内航海運組合総連合会に対する必要な資金の一部の貸し付けを行うこと。
(機構法附則第11条第1項第3号)

(5) 特例業務（国鉄清算業務）

- 旧国鉄職員等の年金等の給付に要する費用の支払等を行うこと。
（債務等処理法第 13 条第 1 項及び第 2 項）
- J R 北海道、J R 四国及び J R 貨物等に対する助成金交付の支援等を行うこと。（債務等処理法附則第 4 条第 1 項、第 5 条第 1 項、第 6 条第 1 項及び第 7 条第 1 項等）

3. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

機構は、特殊法人等改革の一環として、前身の日本鉄道建設公団と運輸施設整備事業団の統合により、平成 15 年 10 月に新たに独立行政法人として発足した機関であり、鉄道の建設等に関する業務及び鉄道事業者、海上運送事業者等による運輸施設の整備を促進するための助成その他の支援に関する業務を行っております。

これらの業務の実施においては、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）等を踏まえ、中期目標管理法人として国民に対する説明責任を果たしつつ、法人の政策実施機能の最大化を図るとともに、「交通政策基本計画」（平成 27 年 2 月 13 日閣議決定）、「総合物流施策大綱」（平成 29 年 7 月 28 日閣議決定）等における公共交通に関する政府方針及び「未来投資戦略 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）等におけるインフラシステム輸出の拡大に関する政府方針を実現すべく、適切に遂行しております。

機構の担う役割は、上記の政府方針の実現に向けて、機構の有する高度な技術力や専門性を活かし、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 2 条の趣旨も踏まえ、民間企業等との適切な役割分担に留意しながら、輸送に対する国民の需要の高度化、多様化に的確に対応した大量輸送機関を基幹とする輸送体系の確立等を図り、国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することです。令和 4 年度の国土交通省の政策体系は 13 の政策目標と 44 の施策目標から構成されています。当該政策体系の下で、機構の業務は主に以下の政策体系図のような位置付けとなっています。

【政策体系図】



4. 中期目標

(1) 概要

我が国が直面する人口急減、少子化、超高齢化という大きな課題に対し、国内の地域間、国内と海外との間におけるヒト、モノ等の「対流」の促進により次世代へと豊かな暮らしをつないでいくことは極めて重要です。機構の第4期中期目標（平成30年4月～令和5年3月）は、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定）に基づき、法人の内部管理の観点や財務会計との整合性を確保した上で、少なくとも、目標及び評価において一貫した管理責任を徹底し得る単位である「一定の事業等のまとまり」ごとに、主務大臣により目標が指示されています。

(2) 一定の事業等のまとまりごとの目標

機構は、中期目標における「一定の事業等のまとまり」を、(1)鉄道建設等業務、(2)鉄道助成業務等、(3)船舶共有建造等業務、(4)地域公共交通出資業務等、(5)特例業務(国鉄清算業務)の5つに区分しております。

これらの区分は機構法及び債務等処理法に基づく勘定区分と一致しており、セグメント情報として財務諸表に開示しております。

なお、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令(平成15年国土交通省令第102号。以下「省令」という。)の規定に基づく経理単位区分は、追加的セグメント情報として財務諸表に開示しております。

一定の事業等のまとまり	主な業務内容	勘定区分	経理単位区分
(1) 鉄道建設等業務	①工事完成予定時期を踏まえた事業の着実な進捗 ②鉄道建設業務に関する技術力を活用した受託業務等の支援 ③鉄道建設に係る業務の質の向上に向けた取組み ④我が国鉄道技術の海外展開に向けた取組み ⑤鉄道施設の貸付・譲渡の業務等	建設勘定	・整備新幹線事業 ・民鉄線等事業 ・その他事業
(2) 鉄道助成業務等	①鉄道助成 ②北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社からの長期借入金の借り入れ等 ③中央新幹線建設資金貸付等業務	助成勘定	・鉄道助成業務 ・中央新幹線建設資金貸付等業務 ・債務償還業務 ・勘定共通
(3) 船舶共有建造等業務	①船舶共有建造業務を通じた政策効果のより高い船舶の建造推進 ②船舶建造等における技術支援 ③船舶共有建造業務における財務内容の改善	海事勘定	(区分なし)
(4) 地域公共交通出資業務等	①地域公共交通出資及び貸付け ②物流施設融資	地域公共交通等勘定	・地域公共交通出資等業務
(5) 特例業務 (国鉄清算業務)	①年金費用等の支払及び資産処分 の円滑な実施等 ②会社の経営自立のための措置等	特例業務勘定	(区分なし)

[詳細につきましては、第4期中期目標をご覧ください。](#)

5. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等

機構は、法律に規定された機構の目的を役職員が共通の認識の下に一丸となって達成することができるように、基本理念及び行動指針を策定しています。

(1) 基本理念

「明日を担う交通ネットワークづくりに貢献します。」

- ・ 安全で安心な、環境にやさしい交通ネットワークづくりに貢献します。
- ・ 交通ネットワークづくりを通じ、人々の生活の向上と経済社会の発展に寄与します。
- ・ 交通ネットワークづくりに当たっては、確かな技術力、豊富な経験、高度な専門知識を最大限に発揮します。

(2) 行動指針

1. 社会の変化に対応して、新しい取組みに積極的に挑戦します。
2. 高い倫理観を持って、法令や社会のルールを遵守し、責任ある行動をとります。
3. 業務の透明性、効率性を高めて、厚い信頼を確立します。
4. 一人一人が果たすべき役割を自覚して、力を結集し、チーム力を高めます。
5. 働きがいのある職場での研鑽を通じて、自らも成長します。

シンボルマーク



このシンボルマークは、機構の主な業務をあらわし、力を合わせて伸びていく機構の未来を表現しています。色彩は、グリーンが陸、ブルーが海を、また、地球環境への配慮を表現しています。
※このシンボルマークは、機構の登録商標です（登録第 4857757 号）。

6. 中期計画及び年度計画

機構は、中期目標を達成するための中期計画と当該計画に基づく年度計画を作成しています。第4期中期計画（平成30年4月～令和5年3月）に掲げる項目及びその主な内容と令和4年度計画との関係は次のとおりです。

[詳細につきましては、第4期中期計画及び令和4年度計画をご覧ください。](#)

第4期中期計画	令和4年度計画
1・2 省略	
3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
(1) 鉄道建設等業務	
機構は、鉄道建設業務に関する総合的なマネジメントを行える我が国唯一の公的な整備主体として、国民生活の向上や経済社会の発展、地球環境にやさしい交通ネットワークの構築に資する良質な鉄道を所定の工期内に安全にかつ経済的に建設することを推進する。これらの実施に当たっては、環境保全、都市計画との整合等鉄道建設に関わる課題へ適切に対応するとともに、技術力の向上、技術開発の推進と公表、工事コストの縮減、適切な事業費の設定・管理を通じた鉄道建設の業務の質の確保を図りつつ、整備新幹線整備事業、都市鉄道利便増進事業、民鉄線及び受託事業等における所要の業務を遂行する。 特に、北陸新幹線（金沢・敦賀間）の工期遅延・事業費増加に関連して発出された「業務運営の抜本的な改善に関する命令」を重く受け止め、同命令に基づき機構が策定した「業務運営の抜本的な改善に関する命令を受けての改善措置について」を確実に実施する。 ①整備新幹線整備事業 建設中の新幹線の各路線について、工事完成予定時期を踏まえ、事業を着実に推進するため、事業費及び工程の管理を適切に行うとともに、公的整備主体として関係者との連携・調整を図り、今中期計画期間中においては	北陸新幹線（金沢・敦賀間）の工期遅延・事業費増加に関連して発出された「業務運営の抜本的な改善に関する命令」（令和2年12月22日）を重く受け止め、同命令に基づき機構が策定した「業務運営の抜本的な改善に関する命令を受けての改善措置について」（令和3年1月29日）を引き続き確実に実施するとともに、業務改善の取組をより一層進めるために策定した「鉄道・運輸機構改革プラン」（令和3年7月30日）に基づく取組を着実に推進する。 ①整備新幹線整備事業 建設中の新幹線の各路線について、事業費及び工程の管理を適切に行うとともに、公的整備主体として関係者との連携・調整を図り、以下のとおり事業の着実な進捗を図る。

第4期中期計画	令和4年度計画
以下のとおり各路線の目標達成を目指す。 a. 北海道新幹線（新函館北斗・札幌間） 工事実施計画に基づく令和17年度末までの完成・開業予定に対し、「整備新幹線の取扱いについて」（平成27年1月14日政府・与党申合せ。以下「政府・与党申合せ」という。）による令和12年度末の完成・開業に向けて、概ね令和4年度末までにトンネル及び高架橋等の発注を完了し、土木工事の進捗を図る。 b. 北陸新幹線（金沢・敦賀間） 令和5年度末の完成・開業に向けて最大限努力するという目標達成のため、令和4年度末までに土木本体工事、軌道敷設工事の着実な進捗を図る。 c. 九州新幹線（武雄温泉・長崎間） 九州新幹線（西九州ルート）の開業のあり方に係る六者合意（平成28年3月29日）に基づき、令和4年度に対面乗換方式により開業。 なお、事業の実施に当たっては、経済的に安全かつ工期どおりに建設する重要性にかんがみ、工事完成予定時期と照らしてどの程度進捗しているか、また、事業費が予定の範囲内で進捗しているかを適切に把握する。さらに、工区単位で事業費や工程に課題が発生していないか機構内で随時確認し、課題が発生した場合は、速やかに関係者との調整を行うなど、事業費・工程の管理を一層徹底する。技術開発の動向等を踏まえてコスト縮減に努め、想定できなかった現地状況に対応する必要性が生じた等、工事実施計画の認可の後に不測の事態が生じた場合を除き、認可の際の事業費を上回らないようにすると	a. 北海道新幹線（新函館北斗・札幌間） ・建設発生土受入地の確保に努め、トンネル工事を実施する。 ・関係者との協議や詳細設計等を推進し、トンネル及び高架橋等の土木本体工事の発注を概ね完了する。 ・機構初の取組みであるECI方式にて、札幌車両基地高架橋工事の発注手続きを進める。 b. 北陸新幹線（金沢・敦賀間） ・土木本体工事を完了し、軌道敷設工事を概ね完了する。 ・雪害対策設備や車両検修設備、駅設備等の機械工事を実施する。 ・駅舎や車両基地内建物等の建築工事を概ね完了する。 ・変電設備や電車線路設備等の電気工事を概ね完了する。 ・開業準備段階に移行するため、各作業を行う部門ごとの連携を十分に密なものとし、所要の諸試験や検査を実施する c. 九州新幹線（武雄温泉・長崎間） ・開業監査等を進め、令和4年度秋頃の完成・開業を実現する。（JR九州が9/23開業を公表済） なお、事業の実施に当たっては、経済的に安全かつ工期どおりに建設する重要性にかんがみ、工事完成予定時期と照らしてどの程度進捗しているか、また、事業費が予定の範囲内で進捗しているかを適切に把握する。 事業費や工程については、事業総合管理委員会において理事長のトップマネジメントの下、工区単位で課題が発生していないか機構内で随時確認し、課題の発現リスクがある場合や発生した場合は、速やかに関係者との調整を行うなど、管理を一層徹底する。また、想定できない事情により発生する工程遅延や事業費上振れリスクを低減するため、関係者間の会議体等において、情報共有

第4期中期計画	令和4年度計画
もに、各年度に行ったコスト縮減効果について整理・機構内での共有を図り、かつ、中期目標で示された事業の各段階における留意事項を踏まえ、事業を遂行する。今中期計画期間中においては、全ての線区で工事実施段階にあるため、品質を確保しつつ、合理的かつ効率的な工事の実施に努めるとともに、安全な事業遂行に万全を期す。さらに、開業準備段階に移行する線区においては、開業に向け、様々な諸試験や検査を行うこととなるため、各作業を行う部門ごとの連携を十分に密なものとする。 また、工事の進捗状況をホームページ等で公表する。未着工区間について、調査を適切に実施するとともに、国民への説明責任を果たすため、調査結果について詳細な情報開示を行う。	を行い、課題の解決に努めていく。その上で、工事実施計画の認可の際の事業費を上回ることをのらないよう、技術開発の動向等を踏まえてあらゆるコスト縮減に努めるとともに、各線区で行ったコスト縮減効果について整理し、機構内及び関係者間において、コミュニケーションツールや会議体を通じて共有を図る。 また、中期目標で示された事業の各段階における留意事項を踏まえ、事業を遂行する。具体的には、工事実施段階にある線区については、品質を確保しつつ、合理的かつ効率的な工事の実施に努めるとともに、安全な事業遂行に万全を期す。開業準備段階に移行する線区においては、開業に向け、様々な諸試験や検査を行うこととなるため、各作業を行う部門ごとの連携を十分に密なものとする。 新型コロナウイルス感染症については、国による通知の趣旨に則り対応しているところであるが、工事等の受注者とともに感染拡大防止に努め、完成・開業予定時期を踏まえ、工程に影響を及ぼさないよう適切に管理する。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に取り組むにあたり、事業費及び工程への影響の把握に努め、関係者間の会議体等においてその影響について情報共有を行い、課題の早期調整に努める。 また、工事の進捗状況をホームページ等で公表する。未着工区間について、調査を実施する。特に、北陸新幹線（敦賀・新大阪間）については、環境影響評価の手続きを適切に実施する。
②都市鉄道利便増進事業等 (a) 都市鉄道利便増進事業 工事完成予定時期を踏まえ、事業を着実に推進するため、事業費及び工程の管理を適切に行うとともに、公的整備主体として関係者との連携・調整を図り、今中期計画期間中においては、以下のとおり各路線の目標達成を目指す。 a. 神奈川東部方面線（相鉄・JR直通線） 令和元年度下期の開業 b. 神奈川東部方面線（相鉄・東急直通線） 令和4年度下期の開業	②都市鉄道利便増進事業等 都市鉄道利便増進事業 建設中の各路線について、事業費及び工程の管理を適切に行うとともに、公的整備主体として関係者との連携・調整を図り、以下のとおり事業の着実な進捗を図る。 神奈川東部方面線（相鉄・東急直通線） ・土木本体工事、軌道敷設工事、機械工事、建築工事、

第4期中期計画	令和4年度計画
なお、事業の実施に当たっては、経済的に安全かつ工期どおりに建設する重要性にかんがみ、工事完成予定時期と照らしてどの程度進捗しているか、また、事業費が予定の範囲内で進捗しているかを適切に把握する。さらに、工区単位で事業費や工程に課題が発生していないか機構内で随時確認し、課題が発生した場合は、速やかに関係者との調整を行うなど、事業費・工程の管理を一層徹底する。技術開発の動向等を踏まえてコスト縮減に努め、想定できなかった現地状況に対応する必要性が生じた等、速達性向上計画の認定の後に不測の事態が生じた場合を除き、認定の際の事業費を上回らないようにするとともに、各年度に行ったコスト縮減効果について整理・機構内での共有を図り、かつ、中期目標で示された事業の各段階における留意事項を踏まえ、事業を遂行する。今中期計画期間中において、神奈川東部方面線（相鉄・JR直通線）は開業準備段階にあるため、開業に向け、様々な諸試験や検査を行うこととなるため、各作業を行う部門ごとの連携を十分に密なものとする。神奈川東部方面線（相鉄・東急直通線）は工事実施段階にあるため、品質を確保しつつ、合理的かつ効率的な工事の実施に努めるとともに、安全な事業遂行に万全を期す。また、開業準備段階に移行した後は、開業に向け、様々な諸試験や検査を行うこととなるため、各作業を行う部門ごとの連携を十分に密なものとする。 (b) 民鉄線事業 安全かつ着実な事業の推進のため関係者との連携を図りながら、以下のとおり目標達成を目指す。	電気工事を完了する。 ・開業監査等を進め、令和5年3月の完成・開業を実現する。 なお、事業の実施に当たっては、経済的に安全かつ工期どおりに建設する重要性にかんがみ、工事完成予定時期と照らしてどの程度進捗しているか、また、事業費が予定の範囲内で進捗しているかを適切に把握する。 事業費や工程については、事業総合管理委員会において理事長のトップマネジメントの下、工区単位で課題が発生していないか機構内で随時確認し、課題の発現リスクがある場合や発生した場合は、速やかに関係者との調整を行うなど、管理を一層徹底する。また、想定できない事情により発生する工程遅延や事業費上振れリスクを低減するため、関係者間の会議体等において、情報共有を行い、課題の解決に努めていく。その上で、速達性向上計画の認定の際の事業費を上回ることのないよう、技術開発の動向等を踏まえてあらゆるコスト縮減に努めるとともに、コスト縮減効果について整理し、機構内及び関係者間において、コミュニケーションツールや会議体を通じて共有を図る。 また、中期目標で示された事業の各段階における留意事項を踏まえ、事業を遂行する。具体的には、開業準備段階に移行しているので、開業に向け、様々な諸試験や検査を行うこととなるため、各作業を行う部門ごとの連携を十分に密なものとする。 新型コロナウイルス感染症については、国による通知の趣旨に則り対応しているところであるが、工事等の受注者とともに感染拡大防止に努め、完成・開業予定時期を踏まえ、工程に影響を及ぼさないよう適切に管理する。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に取り組むにあたり、事業費及び工程への影響の把握に努め、関係者間の会議体等においてその影響について情報共有を行い、課題の早期調整に努める。

第４期中期計画	令和４年度計画
・小田急小田原線 平成３０年度の事業完了 ③鉄道建設業務に関する技術力を活用した受託業務等の支援 機構が有する総合的技術力、中立性を活かして社会に貢献する観点から、受託工事について、協定に基づいた工事完成予定時期及び事業費の管理を徹底し、着実に推進する。受託調査については、国土交通省の関連施策との連携を図りつつ、地方公共団体や鉄道事業者等からの要請を踏まえ、鉄道計画に関する調査の支援を実施する。 なお、鉄道事業者から新たな工事の受託要請があった場合は、外部有識者からなる「鉄道工事受託審議委員会」において審議し、同委員会の意見を踏まえつつ、受託の可否について決定する。また、受託工事に係るコスト縮減について、同委員会において随時検証し、その結果をホームページ等で公表する。 さらに、大規模災害等の発生時においても、これまでの復旧・復興支援の経験を活かし、国や地方公共団体等からの要請があった場合は、その支援等に積極的に取り組む。 また、機構がこれまでに培ってきた鉄道分野の総合的な技術力を活用して、地域鉄道事業者等に対する次の技術支援を実施する。 「鉄道ホームドクター制度」を用いて、地域鉄道事業者等の要請に応じ、その鉄道施設の保全・改修等に係る技術的な事項について、適切かつ極力きめ細やかに助言する。鉄道施設等に係る技術的な情報の提供等地域における交通計画の策定等に資する支援を実施する。これらの地域鉄道事業者等への技術支援等を適切に実施し、当該地域鉄道事業者等に対するアンケート調査（５段階評価）で平均３．０以上の評価を得ることを目指す。 地域鉄道事業者、地方公共団体及び国土交通省等の地	③鉄道建設業務に関する技術力を活用した受託業務等の支援 受託工事線について、協定に基づいた工期内で完成できるよう着実な進捗を図る。 中央新幹線については、関係者との連携・調整を図りながら、非常口工事、橋りょう・高架橋工事及びトンネル工事を着実に推進する。 また、国、地方公共団体、鉄道事業者等からの要請に対応し、鉄道整備の計画に関する調査を実施する。 なお、鉄道事業者から新たな工事の受託要請があった場合は、外部有識者からなる「鉄道工事受託審議委員会」において審議し、同委員会の意見を踏まえつつ、受託の可否について決定する。 さらに、大規模災害等の発生時においても、これまでの復旧・復興支援の経験を活かし、国や地方公共団体等からの要請があった場合は、その支援等に積極的に取り組む。 鉄道事業者、地方公共団体との情報交換等の機会を捉え、鉄道施設の保全・改修、交通計画策定等に関するニーズを把握し、関係諸機関との連携強化を図りつつ、鉄道ホームドクター制度を用いて、地域鉄道事業者等の要請に応じ、鉄道施設の保全・改修等に係る技術的な事項について適切かつ極力きめ細やかに助言するほか、鉄道施設等に係る技術的な情報の提供等、地域における交通計画の検討、分析、評価等に資する機構の支援システム（ＧＲＡＰＥ）を活用した支援を実施する。これらの技術支援等に対する当該地域鉄道事業者等へのアンケート調査（５段階評価）で平均３．０以上の評価を得ることを目指す。 また、地域鉄道に係わる諸機関と緊密に連携して、こ

第4期中期計画	令和4年度計画
域鉄道に係わる諸機関と緊密に連携して、機構の技術支援に係る情報の収集・発信に努め、その一層の利用を促進する。 さらに、地域鉄道事業者等の懸案とされている設備の老朽化について、情報収集を行うとともに、機構の支援のあり方を検討する。 ④鉄道建設に係る業務の質の向上に向けた取組み 良質な鉄道を建設するために、必要に応じて技術基準類の整備と工事の検査を充実させる対策を進め、品質管理・施工監理について徹底を図るとともに、鉄道建設業務の遂行に必要な技術力の向上及び承継のために、講習や資格取得の支援等を通じて、持続的な業務の質の向上に努める。 また、これまでに蓄積してきた施工経験を基に、各業務分野において事業を推進する過程で必要となる調査、設計、施工技術の開発、改良に係る技術開発を推進し、その成果を鉄道建設業務に活用するとともに、建設技術に係る各種学会等へ積極的に参加し、その発表会等を通じて公表していく。 さらに、鉄道建設特有の技術を部外へ適切に理解してもらうための取組みを実施する。	のような機構の技術支援に係る情報の収集・発信を行い、その一層の利用を促進する。 さらに、近年、自然災害が頻発・激甚化する中、地域鉄道事業者等の懸案とされている設備の老朽化等も進んでいることから、事業者の防災及び被災に対する機構の支援のあり方を検討する。 ④鉄道建設に係る業務の質の向上に向けた取組み 良質な鉄道を建設するために、品質管理・施工監理等に係る技術基準類の継続的整備を行う。特に、「コンクリート構造物の配筋の手引き」の改定を終え、講習会等を通じ関係者に周知、徹底する。 また、鉄道建設に必要な技術力の向上及び承継のために、施工監理講習及び経験年数を踏まえた段階的な技術系統別の研修を実施するとともに、業務に関連する技術士等の資格の取得を促進する。 鉄道建設工事における業務の効率化を図るため、令和3年度に制定した技術提案・交渉方式（ECI）、概算数量発注方式の活用を進めるとともに、土木本体工事において、発注者指定方式でBIM/CIMの活用検討を進める。また、遠隔臨場等工事へのDXの導入に向けた取り組みを進める。 鉄道建設工事の進捗を踏まえ、技術開発テーマの抽出から成果の活用に至るまで一貫して推進するため、土木（トンネル、橋りょう、土構造）、軌道、機械、建築、電気の業務分野ごとに設置している分科会において、各路線に係るニーズに基づき計画的に技術開発を推進する。また、技術開発成果の活用状況について、フォローアップを進める。 さらに、建設技術に係る各種学会等への積極的な参画に加え、技術開発を推進し、その成果をこれらの学会等並びに本社における技術研究会及び地方機関における業務研究発表会を通じて公表する。 加えて、鉄道建設特有の技術について、部外へ適切に理解してもらうため、現場見学会等の実施に取り組む。
(2) 我が国鉄道技術の海外展開に向けた取組み	
海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に	国土交通省等の関係者との連携を図りつつ、鉄道分野

第４期中期計画	令和４年度計画
関する法律（平成３０年法律第４０号）第４条に規定する業務について、同法第３条の規定に基づき国土交通大臣が定める海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針に従い、新幹線鉄道の技術が活用され、又は活用されることが見込まれる海外の高速鉄道に関する事業性等の調査、測量、鉄道構造物や電気、機械設備等の設計、工事管理、試験及び研究を行う。 また、国等が進める我が国鉄道技術の海外展開に向けた取組みに対し協力し、海外への専門家派遣、各国の要人や研修員受入れ等の人的支援を行う。	における海外社会資本事業への我が国事業者の参入が図られるよう、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律（平成３０年法律第４０号）第４条に規定する業務について、同法第３条の規定に基づき国土交通大臣が定める海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針に従い、新幹線鉄道の技術が活用され、又は活用されることが見込まれる海外の高速鉄道に関する事業性等の調査、測量、鉄道構造物や電気、機械設備等の設計、工事管理、試験及び研究を行う。 インド高速鉄道計画については、国土交通省等関係者との緊密な連携の下で技術協力を行っていくとともに、出資を行った事業の進捗状況、資金収支等を適切に把握・評価し、出資金の効率的な使用及び適切な回収を図る。 加えて、他国の高速鉄道に関する調査・設計・工事管理等の業務についても、受注を目指す。 また、国等が進める我が国鉄道技術の海外展開に向けた取組みに対し協力し、海外への専門家派遣や各国の研修員等の受入れ、鉄道分野における国際規格への取組み、海外の鉄道建設関係の機関等との技術交流等を行う。
（３）鉄道施設の貸付・譲渡の業務等	
鉄道事業者に対して貸付又は譲渡した鉄道施設について、機構の調達資金を確実に返済、償還するため、毎年度、事業者ごとに貸付料及び譲渡代金の回収計画を策定し、その全額を確実に回収する。 なお、償還期間の変更を実施した事業者については、毎年度、決算終了後に経営状況等の把握を図り、償還確実性を検証する。 建設した鉄道施設について、完成後、各営業主体に対して貸付又は譲渡を行う。 また、主要幹線及び大都市交通線で今中期計画期間中に国土交通大臣が指定する貸付期間が経過する以下の区間について、貸し付けしている鉄道事業者に対して譲渡を行い、その譲渡代金の回収を図る。 ・平成３０年度	鉄道事業者に対し貸付又は譲渡した鉄道施設の貸付料・譲渡代金の確実な回収を図る。 なお、引き続き、鉄道事業者の経営状況の調査・検証態勢を強化するとともに、償還期間の変更を実施した事業者等については令和３年度決算終了後に経営状況等の把握を図り、償還確実性を検証する。 令和４年度秋頃完成予定の九州新幹線（武雄温泉・長崎間）について、九州旅客鉄道株式会社に対し、また、令和４年度下期完成予定の神奈川東部方面線（相鉄・東急直通線）について、相模鉄道株式会社及び東急電鉄株式会社に対し、それぞれ適切に貸付を行う。

第4期中期計画	令和4年度計画
譲渡区間：小金線（新松戸・西船橋間） 鉄道事業者：東日本旅客鉄道株式会社 さらに、並行在来線への支援のため、特例業務勘定から建設勘定への繰入れにより、日本貨物鉄道株式会社に対して貨物調整金を交付する。	さらに、並行在来線への支援のための貨物調整金について、特例業務勘定から建設勘定への繰入れにより、国土交通大臣の承認を受けた金額を日本貨物鉄道株式会社に対して交付する。
(4) 鉄道助成業務等	
①鉄道助成 機構は、交通インフラ・ネットワークの機能拡充・強化に資するため、整備新幹線、都市鉄道等、鉄道技術開発及び鉄道の安全・防災対策に対する補助等による支援及び新幹線譲渡代金、無利子貸付資金の回収を適正かつ効率的に実施していく。 勘定間繰入・繰戻及び補助金交付業務等について、法令その他による基準に基づき確実に処理するとともに、標準処理期間内（補助金等支払請求から支払まで30日以内、国の補助金の受入から給付まで7業務日以内）に執行できるよう適正かつ効率的に処理する。また、「鉄道助成業務の審査等に関する第三者委員会」からの改善意見の必要部分を審査業務の改善に反映させること、及び審査ノウハウの承継、スキルアップのための職員研修を実施すること等により、業務遂行に係る効率性の向上等、鉄道助成業務の更なる充実強化を図る。 また、鉄道事業者等による各種助成制度の効果的な活用を支援するため、鉄道助成ガイドブックの配布等による情報提供や周知活動を積極的に推進する。 さらに、既設四新幹線の譲渡代金、無利子貸付資金について約定等に沿った確実な回収を図るとともに、これらに係る債務を確実に償還する。 ②北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社からの長期借入金の借り入れ等	①鉄道助成 機構は、交通インフラ・ネットワークの機能充実・強化に資するため、整備新幹線、都市鉄道等、鉄道技術開発及び鉄道の安全・防災対策に対する補助等による支援及び新幹線譲渡代金、無利子貸付資金の回収を適正かつ効率的に実施していく。 勘定間繰入・繰戻及び補助金交付業務等について、法令その他による基準に基づき確実に処理するとともに、標準処理期間内（補助金等支払請求から支払まで30日以内、国の補助金の受入から給付まで7業務日以内）に執行できるよう適正かつ効率的に処理する。また、「鉄道助成業務の審査等に関する第三者委員会」に助成業務の実施状況等を報告し、得られた改善意見の必要部分を審査業務の改善に反映させること、及び審査ノウハウの承継、スキルアップのための職員研修等を必要に応じて一部見直し実施すること等により、業務遂行に係る効率性の向上等、鉄道助成業務の更なる充実強化を図る。 また、鉄道事業者等による各種助成制度の効果的な活用を支援するため、最新の助成事例を盛り込んだ鉄道助成ガイドブック及びパンフレットの作成配布、ホームページでの公表を行うとともに、助成対象事業の適正な執行のために、執行に係る基本的な考え方を助成対象事業者に対して周知する。 さらに、既設四新幹線の譲渡代金（令和4年度回収見込額724億円）、無利子貸付資金（令和4年度回収見込額154億円）について約定等に沿った確実な回収を図るとともに、これらに係る債務を確実に償還する。 ②北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社からの長期借入金の借り入れ等

第4期中期計画	令和4年度計画
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成14年法律第180号）附則第3条第11項の規定による繰入れに必要な費用に充てるとともに、北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社（以下「旅客会社」という。）の経営の安定を図るため、同法附則第11条第1項第6号及び第7号の規定並びに同条第9項により国土交通大臣が定める事項その他国土交通省の指示に基づき、旅客会社から長期借入金を借り入れるとともに、当該旅客会社に対し、当該長期借入金に係る利子の支払を確実に実施していく。 ③中央新幹線建設資金貸付等業務 貸付金の償還が行われるまで、継続的に償還確実性を確認する必要があることから、貸付けを実施した建設主体に対し、財務状況、貸付けを行った事業の進捗状況等を毎年度把握するとともに、これにより、債権の確実な保全及び約定に沿った貸付利息の確実な回収を図る。	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成14年法律第180号）附則第3条第11項の規定による繰入れに必要な費用に充てるとともに、北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社（以下「旅客会社」という。）の経営の安定を図るため、同法附則第11条第1項第6号及び第7号の規定並びに同条第9項により国土交通大臣が定める事項その他国土交通省の指示に基づき、旅客会社から長期借入金を借り入れるとともに、当該旅客会社に対し、当該長期借入金に係る利子の支払を確実に実施していく。 ③中央新幹線建設資金貸付等業務 貸付金の償還が行われるまで、継続的に償還確実性を確認する必要があることから、貸付けを実施した建設主体に対し、財務状況、貸付けを行った事業の進捗状況等を把握するとともに、債権の保全及び約定に沿った貸付利息の確実な回収を図る。
（5）船舶共有建造等業務	
我が国の国民生活や経済活動を支える基幹的輸送インフラであり、環境にやさしく効率的な輸送機関である内航海運の安定的な輸送の確保及び生産性の向上のため、また、離島航路の維持・改善をはじめとする地域公共交通の活性化や観光立国推進等の観点から国内旅客船の着実な整備を推進するため、船舶共有建造業務により国内海運政策の実現に寄与する船舶の建造を推進する。 ①船舶共有建造業務を通じた政策効果のより高い船舶の建造推進 船舶共有建造業務として、物流の効率化、離島航路整備や観光立国推進、環境対策等の国内海運政策の実現に寄与する船舶建造を推進する。 具体的には、国内海運政策の実現に寄与するものとして、物流効率化に資する船舶、地域振興に資する船舶、船員雇用対策に資する船舶、事業基盤強化に資する船舶、グリーン化に資する船舶等を掲げ、これらのうち、より高い政策効果を実現する船舶の延べ建造隻数を今中期計画期間中において140隻以上とするが、建造量は社会経済状況に応じて大きく変化することに十分留意する。	①船舶共有建造業務を通じた政策効果のより高い船舶の建造推進 船舶共有建造業務として、国内海運政策の実現に寄与する船舶建造を推進するため、機構が開催する各種セミナー等を実施し、より高い政策効果を実現する船舶の効果、利点を分かりやすく適切に周知する。 これらを通じて、次に掲げる船舶の延べ建造隻数が28隻以上となるよう取り組む。 ○物流効率化に資する船舶 ・内航フィーダーの充実に資する船舶（京浜港・阪神港に就航し、外国貿易用コンテナを輸送するもの）

第4期中期計画	令和4年度計画
また、海運事業者や荷主に対し、より高い政策効果を実現する船舶について、効果、利点を分かりやすく適切に周知する。	・高度モーダルシフト船（輸送力を増強するもの等） ○地域振興に資する船舶 ・離島航路の整備に資する船舶 ・生活航路に就航する船舶のうち高度バリアフリー化要件を満たす船舶 ・国内クルーズ船（旅行客等観光向けのもの） ○船員雇用対策に資する船舶 ・若年船員または女性船員を計画的に雇用する事業者の船舶 ・労働環境改善船（船員の居住環境改善、労働負担軽減の設備を設置するもの） ○事業基盤強化に資する船舶 ・登録船舶管理事業者を利用する船舶 ・合併を行う事業者が建造する船舶 ○グリーン化に資する船舶 ・スーパーエコシップ（電気推進システムを採用したもの） ・LNG燃料船（LNGを燃料として運航するもの） ・先進二酸化炭素低減化船（従来より二酸化炭素排出量が16%以上軽減されるもの） ・高度二酸化炭素低減化船（従来より二酸化炭素排出量が12%以上軽減されるもの） ・二重船殻構造を有する油送船及び特殊タンク船（海難事故発生時に油等が流出しないように側面と底面が二重になっているもの） ○特定船舶導入計画の認定を受けた船舶
②船舶建造等における技術支援 上記の国内海運政策の実現に寄与する良質な船舶の建造に資するため、計画、設計、建造、就航後の各段階での技術支援を的確に実施する。特に、SOx等環境規制に対応するための技術支援や先進船舶、離島航路就航船、二酸化炭素低減化船、労働環境改善船などの高度な技術を要する船舶への技術支援に重点的に取り組み、その充実を図る。	②船舶建造等における技術支援 上記の国内海運政策の実現に寄与する良質な船舶の建造に資するため、計画、設計、建造、就航後の各段階での技術支援を的確に実施する。特に、環境規制に対応するための技術支援やLNG燃料船を含む先進船舶、離島航路就航船、二酸化炭素低減化船、労働環境改善船等の高度な技術を要する船舶への技術支援に重点的に取り組み、その充実を図る。また、内航カーボンニュートラル推進について、地球温暖化対策計画の改定や政府における検討会のとりまとめ結果を踏まえつつ、政府や様々な業界における最新動向について注視していく。

第4期中期計画	令和4年度計画
このため、内航海運の諸課題、事業者のニーズや社会的要請等に対応するための技術調査を実施するほか、技術支援に係る研修、交流、マニュアルの充実等により、技術支援に係わる職員の技術力の維持・向上、ノウハウの体系的な蓄積と承継を図る。 また、先進船舶等の更なる普及を図るため、機構の技術支援のあり方を検討する。 ③船舶共有建造業務における財務内容の改善 未収金の発生防止、債権管理及び回収の強化等の取組を行うとともに、機構の収益の確保に努めることにより、財務内容の一層の改善を進める。 また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)を踏まえ、未収金の発生防止、債権管理、回収の強化、一定の事業量の確保、適正な事業金利の設定及び政策課題の実行等に留意して機構が策定する繰越欠損金削減計画により今中期計画期間中に40億円程度の繰越欠損金の縮減を図るほか、未収金残高についても引き続き縮減に努める。 さらに、海事勘定における財務改善の状況については、特に、繰越欠損金について、事業年度ごとにその要因を含めホームページ等において国民に分かりやすく公表する。	このため、内航海運の諸課題、事業者のニーズや社会的要請等に対応するための技術調査を実施するほか、技術支援に係る研修、交流、マニュアルの充実等により、技術支援に係わる職員の技術力の維持・向上、ノウハウの体系的な蓄積と承継を図る。 また、先進船舶等の更なる普及を図るため、計画段階からの技術支援を充実させるとともに、引き続き機構の技術支援のあり方を検討する。 ③船舶共有建造業務における財務内容の改善 平成29年度に策定した「繰越欠損金削減計画」に基づき、今中期計画期間中に40億円程度の繰越欠損金の縮減を図るほか、未収金残高についても引き続き縮減に努める。 海事勘定における財務改善の状況については、特に、繰越欠損金について、その要因を含めホームページ等において国民に分かりやすく公表する。
(6) 地域公共交通出資業務等	
①地域公共交通出資及び貸付け 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第29条の2の規定に基づき、認定軌道運送高度化事業等の実施に必要な資金の出資及び貸付けを行う。 (a) 地域公共交通出資等 認定軌道運送高度化事業等(ただし、認定地域公共交通利便増進実施計画に定められた都市鉄道に係る鉄道施設の建設を除く。)の実施に必要な資金の出資及び	①地域公共交通出資及び貸付け 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第29条の2の規定に基づき、地域公共交通の活性化及び再生に寄与するため、認定軌道運送高度化事業等の実施に必要な資金の出資及び貸付けを行う。 また、出資等の業務に関する情報をホームページに掲載する等、地域公共交通の活性化及び再生に向けた主体的な取組みに対する支援効果が最大となるよう努める。 (a) 地域公共交通出資等 認定軌道運送高度化事業等(ただし、認定地域公共交通利便増進実施計画に定められた都市鉄道に係る鉄道施設の建設を除く。)の実施に必要な資金の出資及び

第4期中期計画	令和4年度計画
貸付けを行う。 また、出資及び貸付けを行うに当たっては、国土交通大臣の認可を受けた業務基準に従い、出資等を行うか否かの決定に際し、政策的意義を踏まえて当該リスクを適切に評価するとともに、公的資金を活用する場合にあっては中長期的な収益性が見込まれること等を確認し、適切に業務を行う。 さらに、出資及び貸付けを行った事業の進捗状況を適切に把握・評価しつつ、出資及び貸付資金の効率的な使用及び適切な回収を図る。 これらにより、地域公共交通の活性化及び再生に寄与するとともに、公的資金による出資及び貸付資金の毀損ゼロを目指す。 (b)都市鉄道融資 認定地域公共交通利便増進実施計画に定められた都市鉄道に係る鉄道施設の建設に必要な資金の貸付けを行う。 また、貸付けを行うに当たっては、国土交通大臣の認可を受けた業務基準に従い、貸付対象事業を適切に評価し、償還確実性等を確認した上で貸付けの判断を行うとともに、貸付けを行った事業について、事業の進捗状況、事業者の財務状況等を把握しつつ、約定に沿った債権の確実な回収を図る。 ②物流施設融資 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成17年法律第85号）第20条の2の規定に基づき、認定総合効率化事業の実施に必要な資金の貸付けを行う。 また、貸付けを行うに当たっては、国土交通大臣の認可を受けた業務基準に従い、貸付対象事業を適切に評価し、償還確実性等を確認した上で貸付けの判断を行うとともに、貸付けを行った事業について、事業の進捗状況、事業者の財務状況等を把握しつつ、約定に沿った債権の確実な回収を図る。	貸付けの申込みがあった際には、国土交通大臣の認可を受けた業務基準に従い、出資等を行うか否かの決定に際し、政策的意義を踏まえて当該リスクを適切に評価するとともに、公的資金を活用する場合にあっては中長期的な収益性が見込まれること等を確認し、適切に出資及び貸付けの業務を行う。 さらに、出資及び貸付けを行った事業の進捗状況を適切に把握・評価しつつ、出資及び貸付資金の効率的な使用及び適切な回収を図る。 (b)都市鉄道融資 認定地域公共交通利便増進実施計画に定められた都市鉄道に係る鉄道施設の建設に必要な資金の貸付けの申込みがあった際には、国土交通大臣の認可を受けた業務基準に従い、貸付対象事業を適切に評価し、償還確実性等を確認した上で適切に貸付けの業務を行う。 さらに、貸付けを行った事業の進捗状況、事業者の財務状況等を把握しつつ、約定に沿った債権の確実な回収を図る。 ②物流施設融資 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成17年法律第85号）第20条の2の規定に基づき、認定総合効率化事業の実施に必要な資金の貸付けを行う。貸付けの申込みがあった際には、国土交通大臣の認可を受けた業務基準に従い、貸付対象事業を適切に評価し、償還確実性等を確認した上で適切に貸付けの業務を行う。 さらに、貸付けを行った事業の進捗状況、事業者の財務状況等を把握しつつ、約定に沿った債権の確実な回収を図る。 また、貸付けの業務に関する情報をホームページに

第 4 期中期計画	令和 4 年度計画
③内航海運活性化融資 国が策定・公表する資金管理計画を基に、調達する借入金が前年度以下となるように、貸付金の回収及び新規の融資を適切に行う。	掲載する等、流通業務の総合化及び効率化に向けた主体的な取組みに対する支援効果が最大となるよう努める。
(7) 特例業務（国鉄清算業務）	
①年金費用等の支払及び資産処分の円滑な実施等 旧国鉄職員の恩給及び年金の給付に要する費用、旧国鉄時代に発生した業務災害に係る業務災害補償費等の各年度における必要負担額について、適切な資金管理を行いつつ、円滑かつ確実に支払を実施する。 やむを得ず処分できていない残存土地については適切かつ早期の処分を図り、今中期計画期間中に完了させる。 北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社（以下「会社」という。）の株式については、国等の関係者と連携を図りつつ、各社の今後の経営状況の推移等を見極めながら、適切な処分方法の検討等を行う。	①年金費用等の支払及び資産処分の円滑な実施等 旧国鉄職員の恩給及び年金の給付に要する費用、旧国鉄時代に発生した業務災害に係る業務災害補償費等について、適切な資金管理を行いつつ、円滑かつ確実に支払を実施する。 北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社（以下「会社」という。）の株式については、国等の関係者と連携を図りつつ、各社の今後の経営状況の推移等を見極めながら、株式市場に関する情報収集を行うなど適切な処分方法の検討等を行う。
②会社の経営自立のための措置等 機構の特例業務勘定における利益剰余金等の取扱いに関する関係三大臣合意（平成 22 年 12 月 21 日。以下「関係三大臣合意」という。）及び「北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社の安全対策に対する追加的支援措置について」（平成 27 年 6 月 30 日国鉄事第 75 号）並びに日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成 10 年法律第 136 号。以下「債務等処理法」という。）附則第 4 条及び第 5 条の規定に基づき、会社に対し、老朽化した鉄道施設等の更新その他会社の経営基盤の強化に必要な鉄道施設等の整備に必要な資金に充てるための無利子の資金の貸付け又は助成金の交付等を適切に実施する。 また、関係三大臣合意及び同法附則第 8 条の規定に基づき、並行在来線の支援のため、特例業務勘定から建設勘定への繰入れを適切に実施する。	②会社の経営自立のための措置等

第4期中期計画	令和4年度計画
さらに、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第17号）の施行後は、改正後の債務等処理法に基づき、会社の経営自立のため、各社の中期経営計画等に基づく取組みに応じて、会社等に対する助成金の交付、会社に対する生産性の向上に資する施設等の整備・管理に必要な資金の出資、青函トンネル及び本州四国連絡橋に係る改修費用の負担並びに会社が所有する事業の用に供されていない土地の取得等の支援を、経営の改善状況を随時フォローしながら、適切に実施する。 これらの支援等に当たっては、適切な資金管理を行いつつ、法令その他の基準を遵守するとともに、会社のモラルハザードを防止し、誤処理なく適正にかつ効率的に実施する。	日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成10年法律第136号。）に基づき、会社の経営自立のため、各社の中期経営計画等に基づく取組みに応じて、会社等に対する助成金の交付、青函トンネル及び本州四国連絡橋に係る改修費用の負担並びに会社が所有する事業の用に供されていない土地の取得に関する協議・調整等の支援に向けた手続きを、経営の改善状況を随時フォローしながら、適切に進めるとともに、並行在来線の支援のため、特例業務勘定から建設勘定への繰入れを引き続き適切に実施する。 これらの支援等に当たっては、適切な資金管理を行いつつ、法令その他の基準を遵守するとともに、会社のモラルハザードを防止し、誤処理なく適正にかつ効率的に実施する。
4. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置※	2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置※
(1) 業務改善の取組み	
①組織の見直し ②調達等合理化の取組み ③人件費管理の適正化 ④一般管理費の効率化 ⑤事業費の効率化 ⑥資産の有効活用	①組織の見直し ②調達等合理化の取組み ③人件費管理の適正化 ④一般管理費の効率化 ⑤事業費の効率化 ⑥資産の有効活用
(2) 電子化の推進	
5. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画※	3. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画※
(1) 予算、収支計画及び資金計画	
(2) 財務運営の適正化	
(3) 資金調達	
6. 短期借入金の限度額※	4. 短期借入金の限度額※
7. 不要財産の処分に関する計画※	5. 不要財産の処分に関する計画※
8. 重要な財産の譲渡・担保に関する計画※	
9. 剰余金の使途※	6. 剰余金の使途※
10. その他主務省令で定められる業務運営に関する事項※	7. その他主務省令で定められる業務運営に関する事項※
(1) 施設及び設備に関する計画	
(2) 人事に関する計画	

第4期中期計画	令和4年度計画
(3) 機構法第18条第1項の規定により繰り越した積立金(同条第5項の規定により第1項の規定を準用する場合を含む。)の使途	
(4) その他当該中期目標を達成するために必要な事項	
①内部統制の充実・強化 ②広報・情報公開の推進 ③情報セキュリティ対策の推進 ④環境への配慮	①内部統制の充実・強化 ②広報・情報公開の推進 ③情報セキュリティ対策の推進 ④環境への配慮

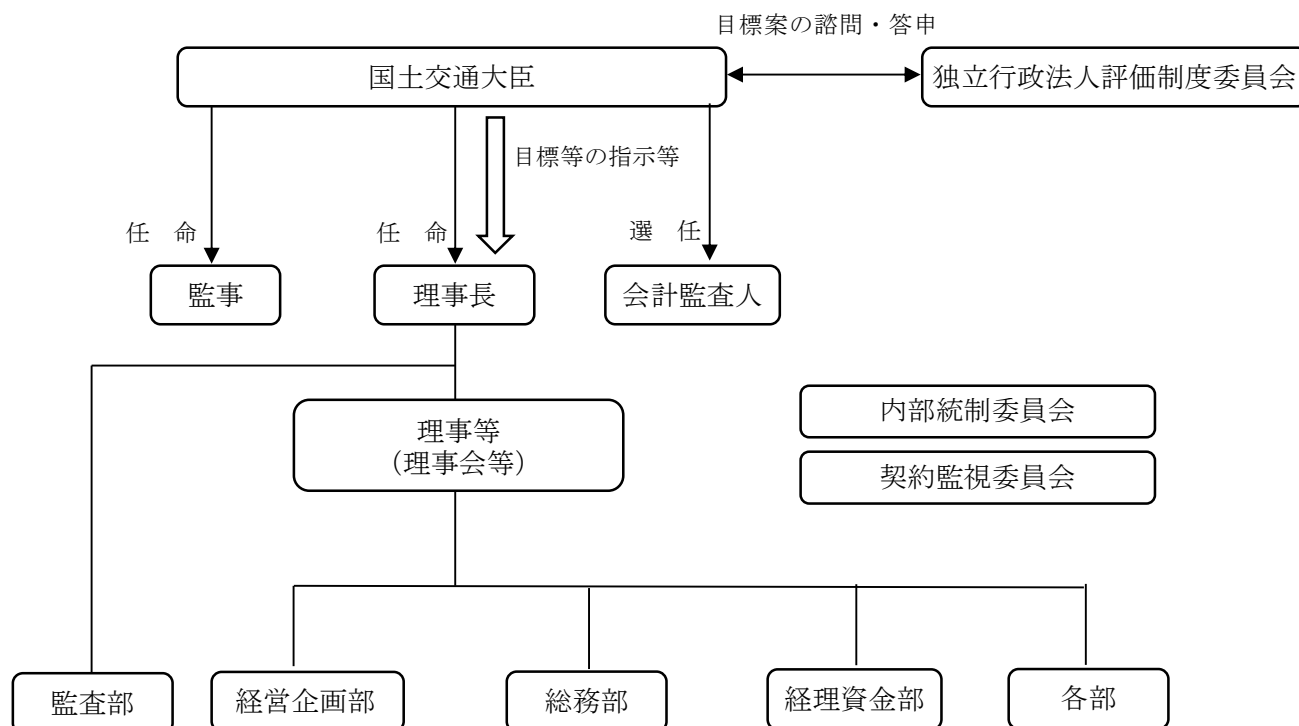
(注1) ピンク色は一定の事業のまとまりを表しています。

(注2) ※を記載している項目においては、第4期中期計画及び令和4年度計画の本文の記載を省略し、項目名のみ記載しています。

7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

(1) ガバナンスの状況

機構のガバナンス体制は下表のとおりです。なお、機構では、平成 27 年に「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局長通知）に基づき、役員（監事を除く。）の職務の執行が通則法等の関係法令に適合することを確保するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）の整備に関する事項を業務方法書に追加し、当該体制を整備しております。



[内部統制システムの整備に関する事項の詳細につきましては、業務方法書をご覧ください。](#)

[内部統制に関する実績については、令和 4 年度業務実績等報告書「8. \(4\) ①内部統制の充実・強化」をご覧ください。](#)

(2) 役員等の状況

① 役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴

(令和5年3月31日現在)

役職名	氏 名	任 期	担 当	略 歴
理事長 (常勤)	河内 隆	自 令和3年3月26日 至 令和5年3月31日		昭和57年4月自治省入省 平成29年7月内閣府事務次官 令和元年5月日本生命保険相互会社特別顧問 令和元年9月(株)キーストーン・パートナーズ特別顧問
副理事長 (常勤)	寺田 吉道	自 令和4年6月28日 至 令和5年9月30日		平成元年4月運輸省入省 令和元年7月国土交通省鉄道局次長 令和3年7月国土交通省大臣官房公共交通・物流政策審議官
理事長代理 (常勤)	平野 邦彦	(令和3年4月1日) 自 令和3年10月1日 至 令和5年9月30日		昭和55年4月日本国有鉄道入社 平成28年6月東日本旅客鉄道(株)常務執行役員総合企画本部副本部長、品川開発担当、地方創生担当 平成30年6月(株)鉄道会館代表取締役社長
理 事 (常勤)	日笠 弥三郎	(令和3年7月1日) 自 令和3年10月1日 至 令和5年9月30日	総務・企画担当	平成3年4月運輸省入省 令和元年7月国土交通省運輸安全委員会事務局審議官 令和2年7月国土交通省大臣官房審議官
理 事 (常勤)	米田 純一	自 令和3年10月1日 至 令和5年9月30日	経理・資金担当	昭和60年4月中央信託銀行(株)入社 平成25年4月三井住友トラストビジネスサービス(株)常務執行役員 平成31年4月三井住友トラスト総合サービス(株)取締役社長
理 事 (非常勤)	吉田 育代	(令和元年10月1日) 自 令和3年10月1日 至 令和5年9月30日	鉄道助成・国鉄清算事業担当	昭和61年6月(財)日本経済研究所入社 平成25年4月(株)日本経済研究所執行役員調査本部部長 平成27年4月(株)日本経済研究所執行役員調査本部上席研究主幹
理 事 (常勤)	吉丸 泰史	自 令和3年10月1日 至 令和5年9月30日	企画管理担当	昭和58年4月(株)日立物流入社 平成25年4月(株)バンテック執行役員 平成27年4月(株)日立物流監査室長
理 事 (常勤)	磯野 正義	自 令和3年10月1日 至 令和5年9月30日	建造支援担当	平成2年4月運輸省入省 令和元年7月国土交通省大臣官房審議官(総合政策局、海事局、港湾局、危機管理担当) 令和2年10月地方公共団体金融機構監事
理 事 (常勤)	深沢 成年	自 令和3年4月1日 至 令和5年3月31日	建設計画担当	昭和56年4月日本鉄道建設公団入社 平成29年4月鉄道・運輸機構新幹線部長 平成30年4月鉄道・運輸機構審議役
理 事 (常勤)	長谷川 雅彦	自 令和3年4月1日 至 令和5年3月31日	新幹線担当	平成元年4月日本鉄道建設公団入社 平成29年4月鉄道・運輸機構北海道新幹線建設局長 平成30年4月鉄道・運輸機構事業監理部長
監 事 (常勤)	竹下 正敏	自 平成30年8月1日 至 令和4事業年度の財務諸表承認日		昭和57年4月住友商事(株)入社 平成28年4月住友商事(株)中部業務企画部長(兼 関西業務企画部長付) 平成28年10月住友商事(株)中部業務企画部長(兼 国内業務企画部長付)
監 事 (常勤)	山岸 一生	自 令和2年8月24日 至 令和4事業年度の財務諸表承認日		平成元年4月警察庁入庁 平成30年4月警察庁関東管区警察局総務監察部長 令和2年4月警察庁関東管区警察局総務監察部長兼関東管区警察学校長
監 事 (常勤)	豊浦 浩二	自 平成30年8月1日 至 令和4事業年度の財務諸表承認日		昭和61年4月(株)三和銀行入行 平成26年6月(株)三菱東京UFJ銀行本部審議役 平成27年6月(株)名村造船所経營業務本部副本部長(兼 本社長)

※任期欄の括弧書きは、再任者の最初の現役職就任日である。

② 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(3) 職員の状況

常勤職員は令和4事業年度末現在1,454人(前期比5人減少、0.3%減少)であり、平均年齢は41.8歳(前期末42.2歳)となっています。このうち、国等からの出向者は110人、民間からの出向

者は1人、令和5年3月31日退職者は33人です。

(4) 重要な施設等の整備等の状況

①令和4事業年度に完成した主要な施設等

新幹線鉄道施設（取得価額 551,023 百万円）：九州新幹線

神奈川東部方面線鉄道施設（取得価額 263,282 百万円）

共有船舶（取得価額 27,772 百万円）：22 隻

②令和4事業年度継続中の主要な施設等の新設・拡充

新幹線鉄道施設：北海道新幹線、北陸新幹線、九州新幹線

神奈川東部方面線鉄道施設

共有船舶：13 隻

③令和4事業年度に処分した主要な施設等

共有船舶の売却：35 隻

共有期間満了及び早期償還に伴う機構持分の譲渡等。

（取得価額 26,941 百万円、減価償却累計額等 23,698 百万円、売却額 3,332 百万円、売却益 89 百万円）

(5) 純資産の状況

①資本金の額及び出資者ごとの出資額

（単位：百万円）

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	115,337	—	—	115,337
資本金合計	115,337	—	—	115,337

令和4事業年度末の資本金（政府出資金）は、115,337 百万円であり、その内訳は建設勘定 51,676 百万円、海事勘定 63,567 百万円及び助成勘定 95 百万円です。

②目的積立金の申請状況、取崩内容等

令和4事業年度は、目的積立金の申請を行っていません。

繰越積立金の取崩状況については、地域公共交通等勘定及び助成勘定において、日本内航海運組合総連合会が実施する内航海運暫定措置事業に必要な一部資金の貸付けに関する業務に係る費用及び自己収入財源で取得した固定資産の減価償却費等に充当するために、前中期目標期間繰越積立金（3 百万円）を取り崩しています。

(6) 財源の状況

①財源（収入）の内訳

令和4事業年度の法人単位の収入決算額は915,180百万円であり、国や地方公共団体からの財政措置の他にもさまざまな収入がありその内訳は以下のとおりです。

(単位：百万円)

区分	金額	構成比率
運営費交付金	256	0.0%
国庫補助金等	114,769	12.5%
地方公共団体建設費負担金等	65,673	7.2%
鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券等	385,181	42.1%
業務収入	322,984	35.3%
その他収入	26,316	2.9%
合計	915,180	100%

②自己収入に関する説明

機構における自己収入として、業務収入、受託収入などがあります。

収入全体の約4割を占める業務収入の主な内訳には、各鉄道事業者から収受する鉄道施設貸付収入124,003百万円、鉄道施設譲渡収入64,213百万円、既設新幹線譲渡収入72,431百万円のほか、海運事業者から収受する船舶使用料収入25,636百万円などがあります。

事業ごとの財源の状況につきましては、「9.業績の適正な評価の前提情報」もご覧ください。

[詳細については、令和4年度業務実績等報告書「3. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資本計画（1）予算、収支計画及び資金計画」をご覧ください。](#)

(7) 社会及び環境への配慮等の状況

機構は、明日を担う交通ネットワークづくりを推進するにあたり、カーボンニュートラルへの貢献をはじめ、地球環境の保全に積極的に取り組み、社会の持続可能な発展に貢献するため、業務運営に当たっての環境配慮の方針等を「環境基本方針」として策定しています。

また、「環境基本方針」の下、機構の事務・事業活動に伴う環境負荷の低減を推進することを目的に具体的な取り組み内容を「第4期環境行動計画」(平成30年度から令和4年度までの5年間)として定め、環境配慮に取り組んでいます。

第4期環境行動計画では、事務・事業活動における環境配慮に加えて、地域社会とのパートナーシップの構築や積極的な情報発信等に係る取り組みの推進を図ることとしています。

【主な取り組み】

I. 事務・事業活動

i 事業活動

① 鉄道建設事業

(地球温暖化対策)

- ・ トンネル工事の土砂搬出におけるベルトコンベアの使用
- ・ 環境に配慮したコンクリートの使用(混和材としてフライアッシュ等を活用)

(生物多様性の保全対策)

- ・ 鳥類等の生息環境悪化防止などの必要な措置
- ・ 工事中及び工事後におけるモニタリングの継続的实施

(建設廃棄物対策)

再生砕石や再生加熱アスファルト混合物の積極的な利用

(工事排水と掘削土の適切な処理)

- ・ 掘削土砂等が混合した工事排水の適切な処理
- ・ 発生した土砂の有効利用(他の公共工事への積極的な譲渡等)

② 船舶共有建造事業

環境負荷低減に資する船舶の建造推進(スーパーエコシップや先進二酸化炭素低減化船等の建造、船体抵抗が少ない高性能な船型等の採用等)

③ サステナビリティファイナンスによる資金調達

「グリーン性」と社会的課題の解決に資する「ソーシャル性」の双方の性格を有する「サステナビリティファイナンス」により資金調達

ii. オフィス活動

- ・ 温室効果ガス排出量の削減: 電気使用量の抑制や自動車燃料使用量の抑制等
- ・ 用紙類使用量の削減及び廃棄物の3R: タブレット型端末を活用したペーパーレス化、廃棄物削減等
- ・ 積極的なグリーン調達等の推進: 環境負荷の少ない物品の調達等

II. 積極的な情報発信等

- ・ 鉄道建設工事現場の見学会を通じた建設技術や環境負荷低減の取り組みなどの紹介

- ・ 内航船支援セミナーを通じた内航カーボンニュートラル推進に向けた検討の紹介
- ・ YouTube や Twitter 等による環境に配慮した技術等の紹介 など

【参考：機構の事業と SDGs との関係性】



詳細につきましては、今後公表される[環境報告書](#)及び[令和4年度業務実績等報告書](#)の「8.（4）④環境への配慮」をご覧ください。

8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

(1) リスク管理の状況

機構のミッションや中期目標の達成を阻害する要因（リスク）の把握・対応を行うため、理事長を委員長とし、全役員が参画する内部統制委員会において、リスク管理項目を整理の上、既に顕在化したリスク及び特に重要なリスクに係る取組計画を策定し、その実施状況等について内部統制委員会で報告しています。

(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況

令和4年度業務実績等報告書の「課題と対応」に記載した業務における、業務運営上の課題についての対応策の状況については、[令和4年度業務実績等報告書の各項目における「課題と対応」をご覧ください](#)。なお、「課題と対応」については、機構内で検討した課題のほか、令和3年度業務実績評価において主務大臣から示された＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞や財務省理財局による財政融資資金本省融通先等実地監査における指摘、会計検査院による令和3年度決算検査の結果等を踏まえた対応を記載しております。「課題と対応」の記載のある項目は以下のとおりです。

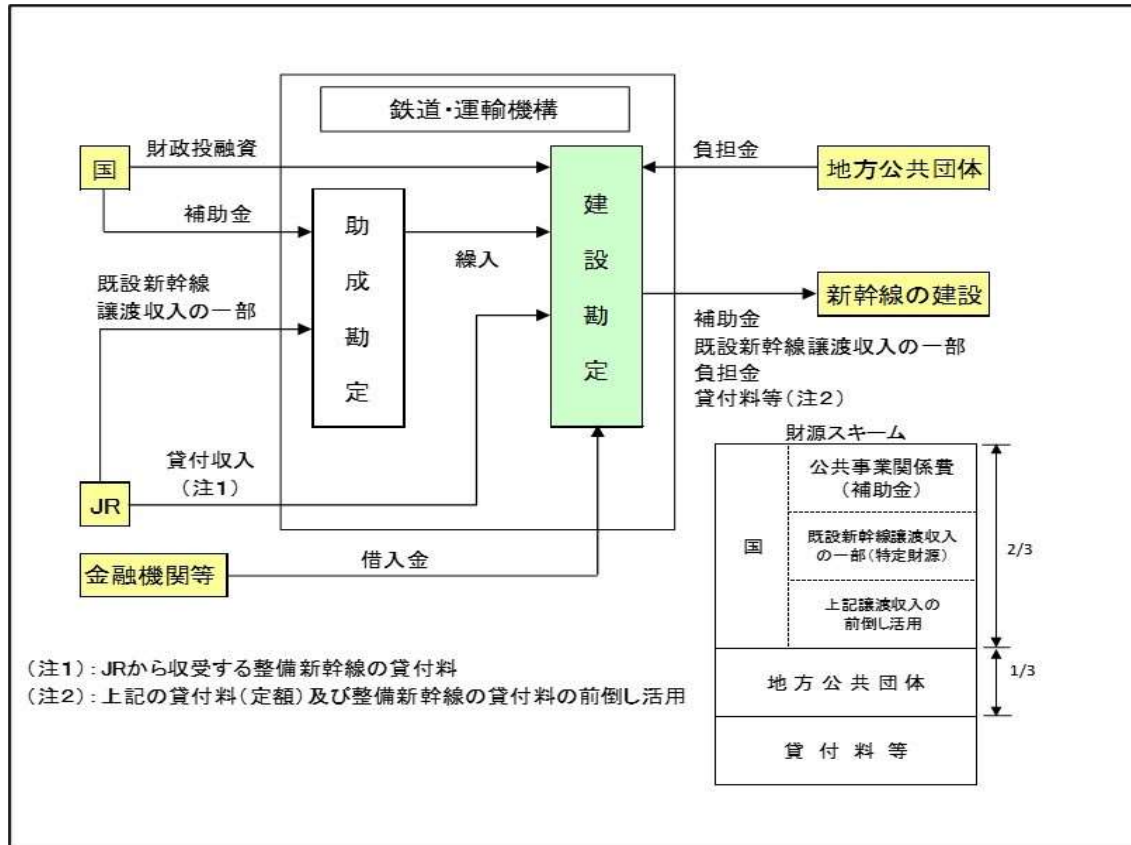
1. (1) ①－1（整備新幹線整備事業の完成・開業年度目標の達成に向けた適切な工程管理）
1. (1) ①－2（整備新幹線整備事業における適切な事業費の管理）
1. (1) ②－1（都市鉄道利便増進事業等の完成・開業年度目標の達成に向けた適切な工程管理）
1. (1) ②－2（都市鉄道利便増進事業における適切な事業費の管理）
1. (1) ③（受託業務）
1. (1) ④（品質の向上）
1. (2) 我が国鉄道技術の海外展開に向けた取組み
1. (5) ①船舶共有建造業務を通じた政策効果のより高い船舶の建造推進
1. (5) ②船舶建造等における技術支援
1. (6) ①地域公共交通出資及び貸付け
1. (6) ②物流施設融資
2. (1) ①組織の見直し
2. (1) ③人件費管理の適正化
8. (2) 人事に関する計画
8. (4) ①内部統制の充実・強化
8. (4) ③情報セキュリティ対策の推進

9. 業績の適正な評価の前提情報

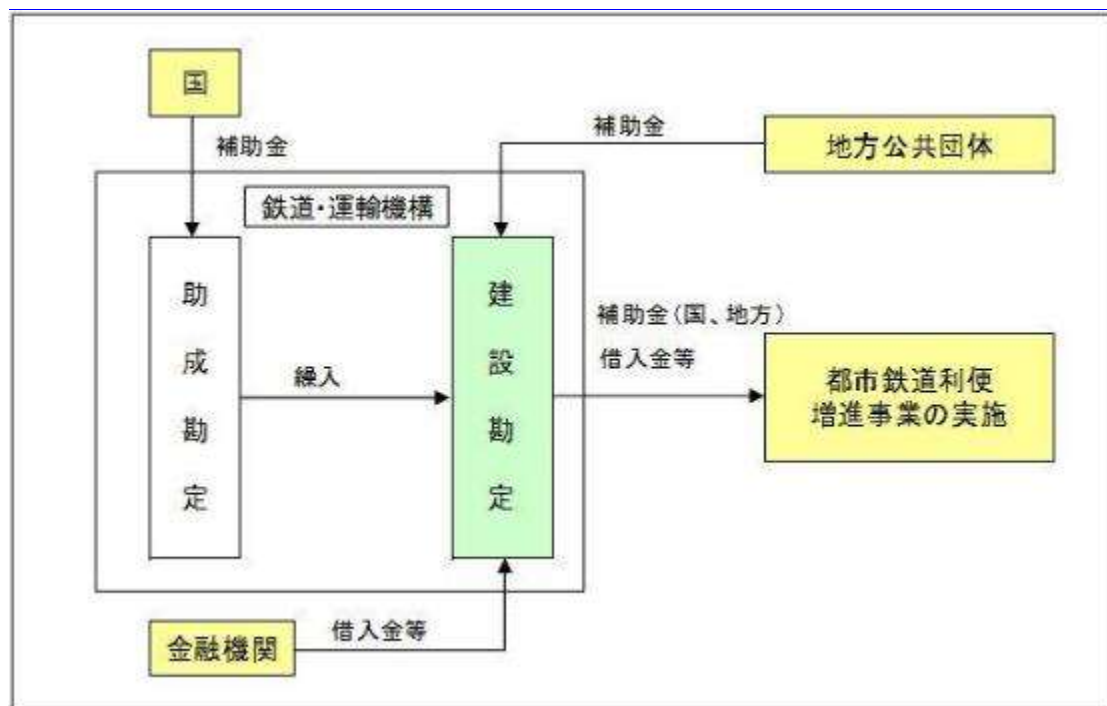
令和4事業年度の機構の各業務についてのご理解とその評価に資するため、各事業の前提となる、主な事業スキームを示します。

(1) 鉄道建設等業務

① 整備新幹線整備事業

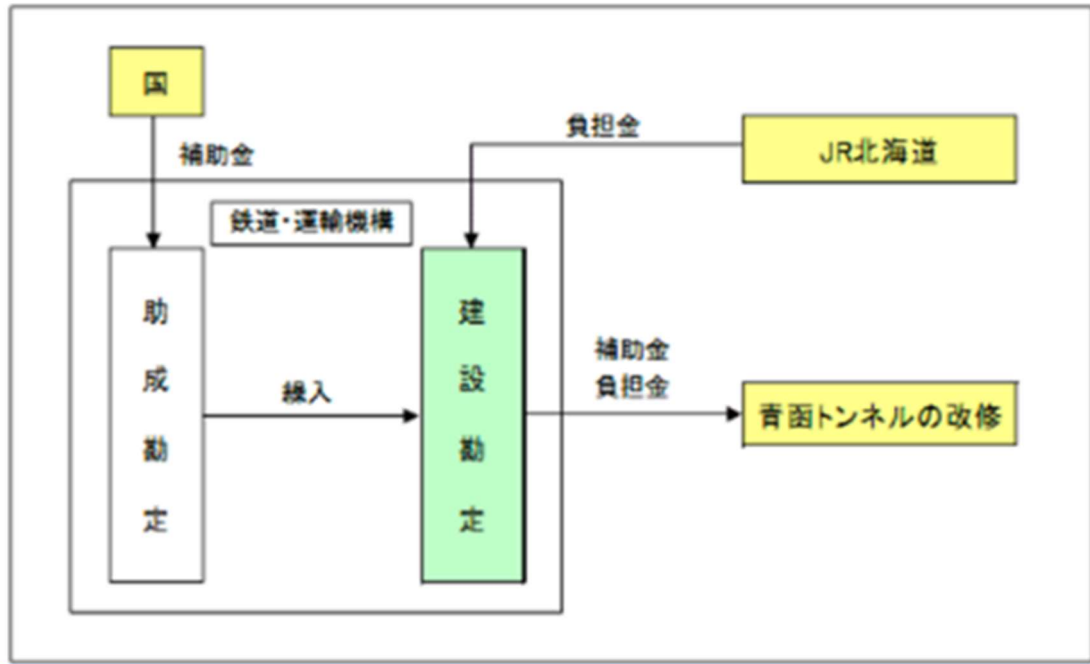


② 都市鉄道利便増進事業



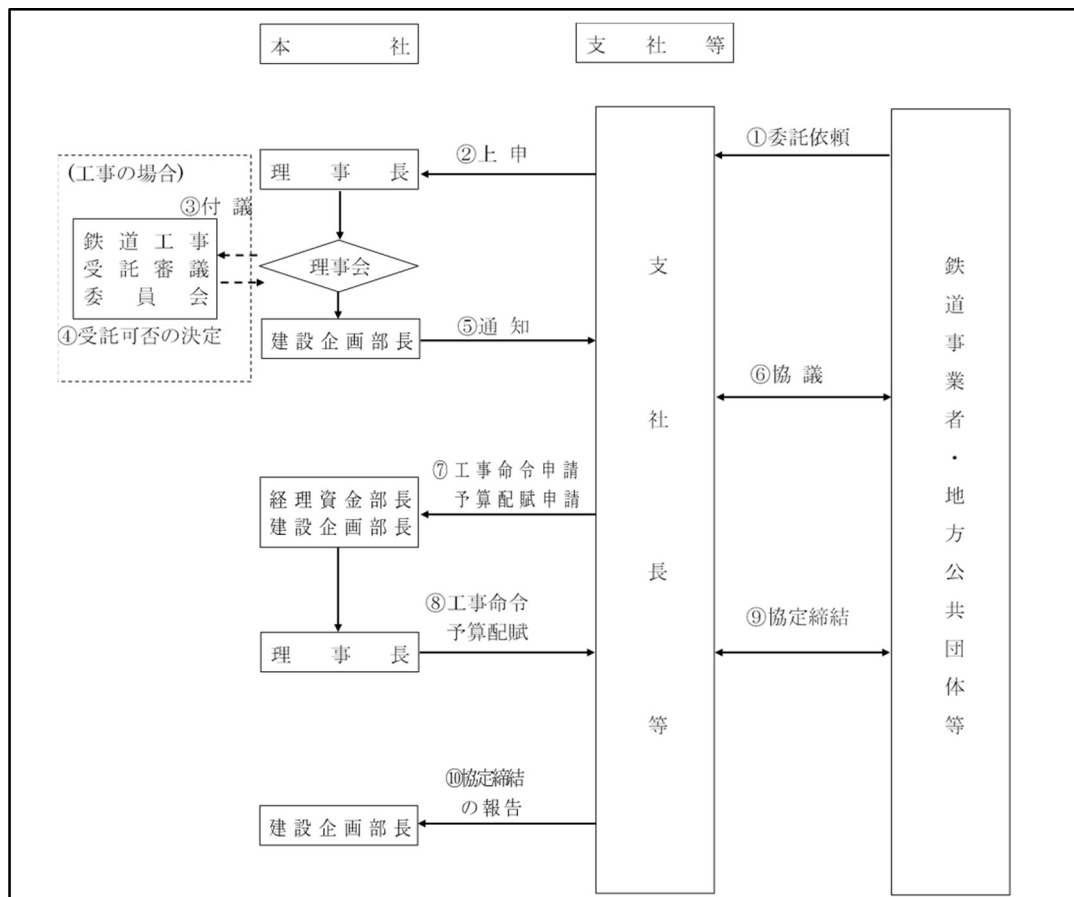
(注) 事業費総額の内訳は国(補助金) 1/3、機構(借入金等) 1/3、地方公共団体補助金 1/3

③ 貸付鉄道施設改修事業（青函トンネル施設改修事業）



(注)事業費総額の内訳は国(補助金) 2/3、JR 北海道負担金 1/3

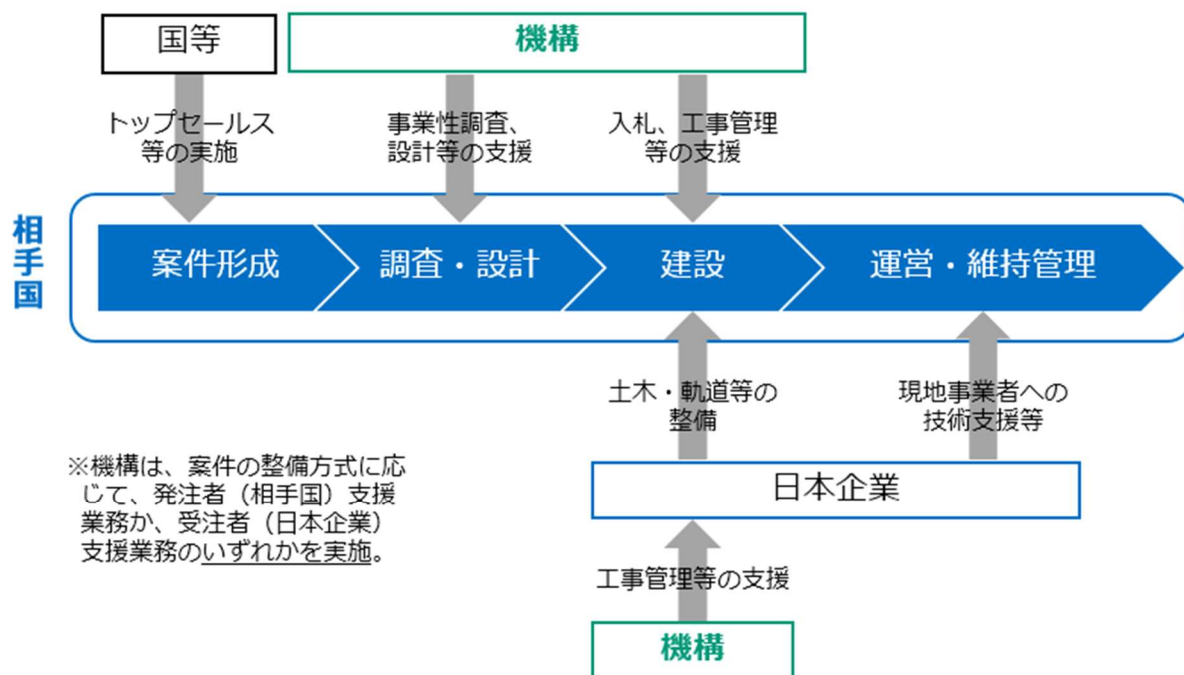
④ 受託業務



⑤ 我が国鉄道技術の海外展開に向けた取組み

○海外高速鉄道調査等業務

- ・海外インフラ展開法第4条の規定に基づき、新幹線鉄道の技術が活用され、または活用されることが見込まれる海外の高速鉄道に関する調査、測量、設計、工事管理、試験及び研究を行う。



○国際出資業務

- ・海外インフラ展開法第4条の規定に基づき、海外高速鉄道調査等業務を円滑に実施するため必要な場合に現地事業体等に対して出資を行う。

（２）鉄道助成業務等

○鉄道助成業務

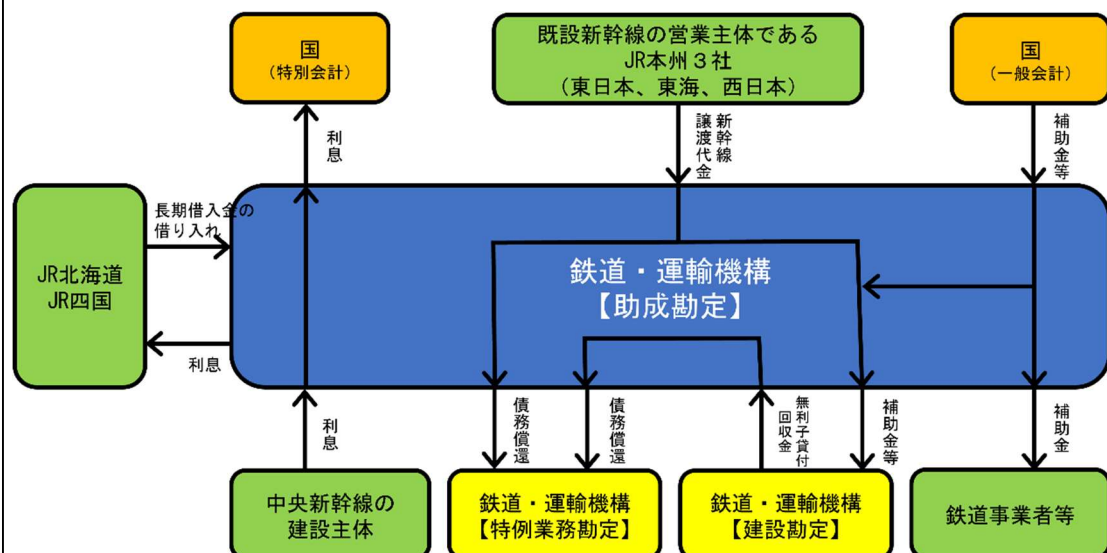
交通インフラ・ネットワークの機能充実・強化に資するため、整備新幹線、都市鉄道、幹線鉄道、鉄道技術開発及び鉄道の安全・防災対策に対する補助等による支援、新幹線譲渡代金及び無利子貸付資金の回収、並びに特例業務勘定への債務償還を行っています。

○北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社からの長期借入金の借り入れ等

JR 北海道、JR 四国の経営の安定を図るため、当該旅客会社から長期借入金を借り入れるとともに、当該長期借入金に係る利子の支払いを行っています。

○中央新幹線建設資金貸付等業務

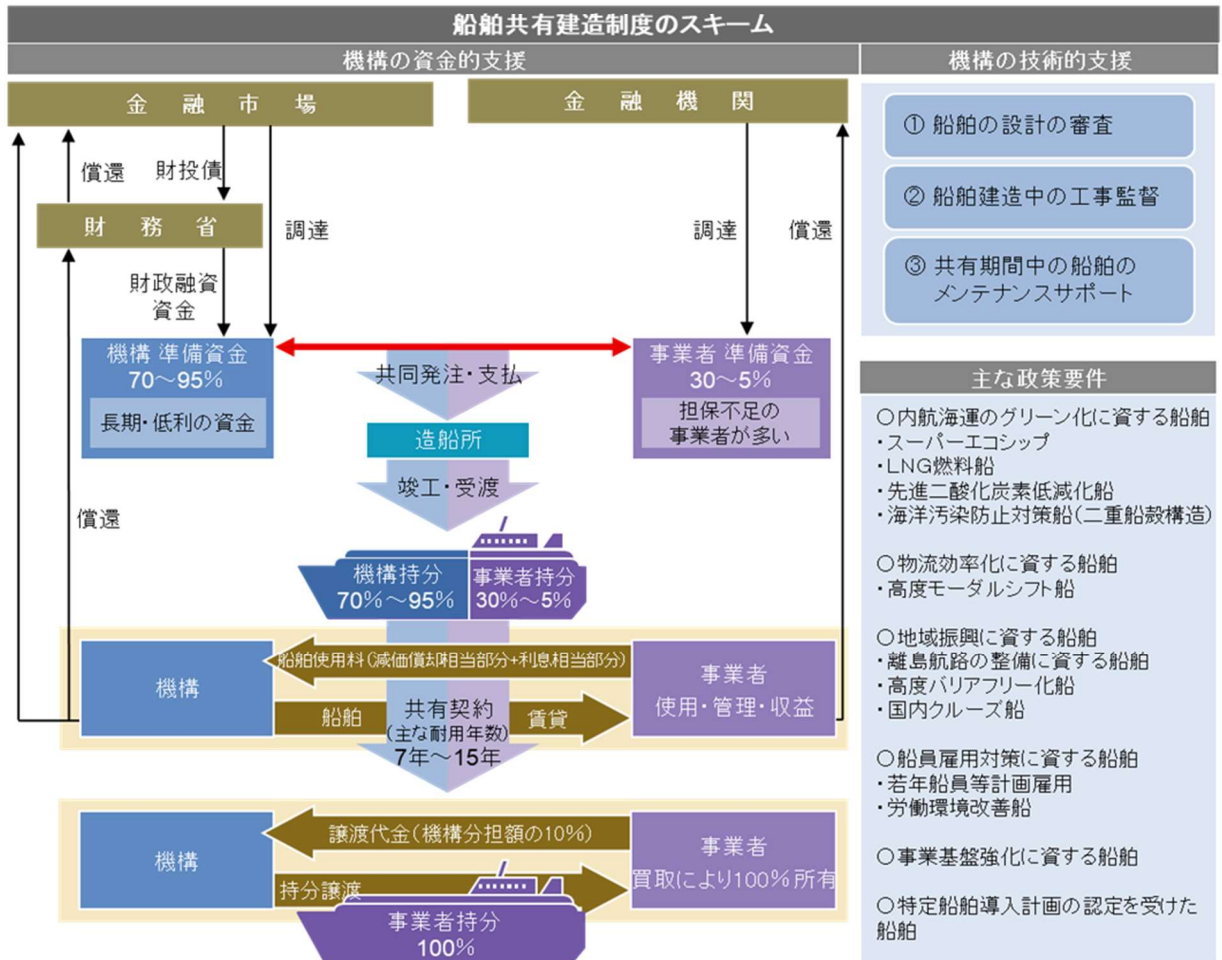
中央新幹線の建設主体に対し、当該建設に要する費用に充てる資金の一部を貸し付けており、貸付けを行った事業について、建設主体の財務状況、事業の進捗状況等を把握しつつ、約定に沿った貸付利息の確実な回収を行っています。



(3) 船舶共有建造等業務

船舶は我が国の国民生活や経済活動を支える基幹的輸送インフラであり、内航海運の安定的な輸送の確保及び生産性の向上、また離島航路の維持・改善等の観点から国内旅客船の着実な整備を推進するため、船舶共有建造業務により国内海運政策の実現に寄与する船舶の建造を推進しています。

具体的には船舶建造に際して、機構と海運事業者が費用を分担して造船所に共同発注し、竣工後は機構が負担した建造資金について、共有期間を通じて事業者から船舶使用料として徴収します。共有期間満了時に機構分担額の10%を事業者が機構から買い取ることで、当該船舶の所有権が事業者に完全移転します。

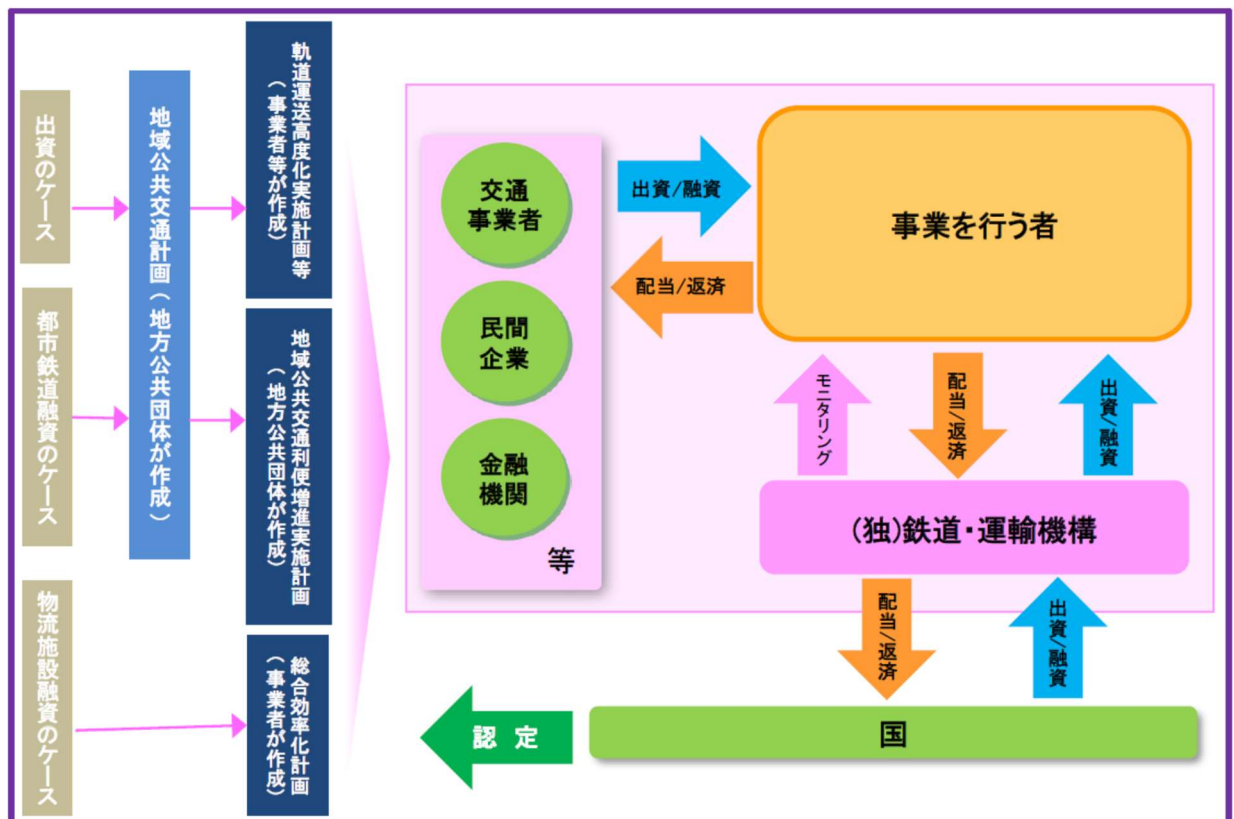


(4) 地域公共交通出資業務等

○地域公共交通出資及び貸付け

○物流施設融資

機構は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）並びに流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成 17 年法律第 85 号）に基づき国土交通大臣の認定を受けた計画により実施される事業に対して、出資や資金の貸付けを行い、持続可能な地域旅客運送サービス提供の確保、都市鉄道ネットワークの充実や一層の利便性向上、及び物流の効率化を支援します。



出資・貸付け事業イメージ

(LRT)



(BRT)



(都市鉄道)



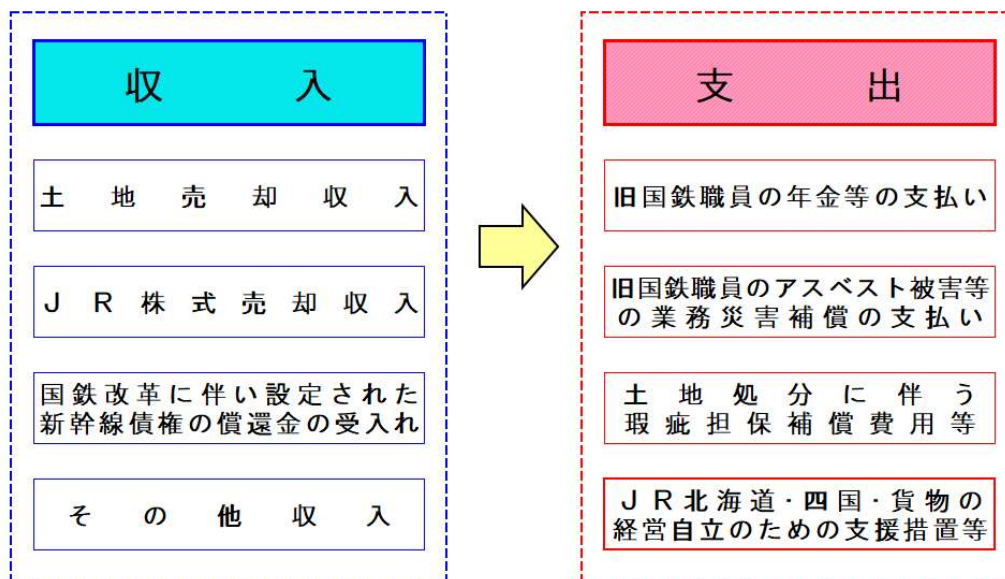
(物流施設)



(5) 特例業務（国鉄清算業務）

特例業務勘定は、旧国鉄清算事業団（旧国鉄）の地位を承継したものであり、主な業務は以下のとおりです。

- ① 旧国鉄職員等の年金、業務災害補償（アスベスト被害等）等の支払い
- ② 旧国鉄の地位の承継に伴う訴訟等への対応
- ③ J R株式の処分
- ④ 特例業務に係る土地等の取得、管理及び処分
- ⑤ 国鉄改革に伴い設定された新幹線債権の償還金の受入れ
- ⑥ J R北海道、J R四国及びJ R貨物の経営自立支援
- ⑦ その他、旧国鉄に関わる業務



10. 業務の成果と使用した資源との対比

(1) 令和4事業年度の業務実績とその自己評価

令和4事業年度は、第4期中期目標の達成に向け、第4期中期計画及び令和4年度計画に沿って適切な業務運営を行って参りました。令和4事業年度の業務実績の自己評価は、次のとおりです。

[業務実績の詳細につきましては、令和4年度業務実績等報告書をご覧ください。](#)

令和4事業年度業務実績に係る自己評価一覧表

項目	評定	行政コスト	令和3年度 自己評価	令和3年度 主務大臣 評価
1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項				
(1) 鉄道建設等業務	B	352,994 百万円	B	B
①-1 整備新幹線整備事業の完成・開業年度目標の達成に向けた適切な工程管理	B		B	B
①-2 整備新幹線整備事業における適切な事業費の管理	B		B	B
②-1 都市鉄道利便増進事業等の完成・開業年度目標の達成に向けた適切な工程管理	B		B	B
②-2 都市鉄道利便増進事業における適切な事業費の管理	A		B	B
③ 鉄道建設業務に関する技術力を活用した受託業務等の支援				B
(受託業務)	A		B	
(鉄道分野の技術力を活用した支援)	A		B	
④ 鉄道建設に係る業務の質の向上に向けた取り組み				B
(品質の向上)	B		B	
(技術開発の推進)	A		A	
(開発成果の公表)	B		B	
(部外への適切な理解の取組み)	A		A	
(2) 我が国鉄道技術の海外展開に向けた取組み	B		A	A
(3) 鉄道施設の貸付・譲渡の業務等	B		B	B

(4) 鉄道助成業務等		B	213, 257 百万円	B	B
①鉄道助成		B		B	B
②北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社からの長期借入金 の借り入れ等		B		B	B
③中央新幹線建設資金貸付等業務		B		B	B
(5) 船舶共有建造等業務		B	25, 064 百万円	B	B
①船舶共有建造業務を通じた政策効果 のより高い船舶の建造推進		B		B	B
②船舶建造等における技術支援		B		B	B
③船舶共有建造業務における財務内 容の改善		A		B	B
(6) 地域公共交通出資業務等		A	832 百万円	B	B
①地域公共交通出資及び貸付け		A		A	A
②物流施設融資		A		B	B
③内航海運活性化融資		—		B	B
(7) 特例業務（国鉄清算業務）		B	61, 290 百万円	B	B
①年金費用等の支払及び資産処分の円滑な実施等					B
（年金費用等の支払の法令に則つ た適正な執行）		B		B	
（土地処分の実施）					
（株式処分の検討）		B		B	
②会社の経営自立のための措置等		B		B	B
2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置					
(1) 業務改善の取組み					
①組織の見直し		B		A	A
②調達等合理化の取組み		B		B	B
③人件費管理の適正化		B		B	B
④一般管理費の効率化		B		B	B
⑤事業費の効率化		B		B	B
⑥資産の有効活用		B	B	B	
(2) 電子化の推進		B		B	B
3. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画					
(1) 予算、収支計画及び資金計画		B		B	B
(2) 財務運営の適正化		B		B	B
(3) 資金調達		A		A	A
4. 短期借入金の限度額		—		—	—
5. 不要財産の処分に関する計画		—		—	—

6. 重要な財産の譲渡・担保に関する計画	-		-	-
7. 剰余金の使途	-		-	-
8. その他主務省令で定められる業務運営に関する事項				
(1)施設及び設備に関する計画	-		-	-
(2)人事に関する計画	A		A	A
(3)機構法第十八条第一項の規定により繰り越された積立金(同条第六項の規定により第一項の規定を準用する場合を含む。)の使途	-		-	-
(4)その他当該中期目標を達成するために必要な事項				
①内部統制の充実・強化	B		A	A
②広報・情報公開の推進	A		A	A
③情報セキュリティ対策の推進	B		B	B
④環境への配慮	B		B	B

(注1) ピンク色は一定の事業のまとまりを表しています。

(注2) 評価区分

S：法人の活動により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合)。

A：法人の活動により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の120%以上とする。)

B：中期計画における所期の目標を達成していると認められる(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の100%以上120%未満)。

C：中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の80%以上100%未満)。

D：中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合)。

<令和4年度における主な業務実績>

令和4年度における主な業務実績につきましては、令和4年度業務実績等報告書をご覧ください。

(2) 当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評価の状況

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
評価	B	B	B	B	-
理由	項目別評価は業務の一部が A であるものの、全体評価を引き上げるまでは至っていないため、国土交通省等の評価基準に基づき B とした。				

(注) 評価区分

S : 法人の活動により、全体として中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

A : 法人の活動により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

B : 全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

C : 全体として中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。

D : 全体として中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

1 1. 予算と決算との対比

要約した法人単位決算報告書

(単位：百万円)

区分	予算	決算	差額理由
収入			
補助金等	173,792	180,698	
債券・借入金	402,900	385,181	
業務収入	320,930	322,984	
その他収入	36,359	26,316	事業の進捗が計画を下回ったことに伴う減
支出			
業務経費等	677,890	709,439	
借入金等償還	243,968	243,970	
支払利息	64,871	64,433	
一般管理費	6,556	5,388	経費の節減による減
人件費	16,312	14,705	
業務外支出	14,752	445	消費税の納付がなかったことによる減

[詳細につきましては、決算報告書をご覧ください。](#)

1 2. 財務情報

要約した法人単位財務諸表

科目に付した（＊）は、財務諸表の体系内の情報の流れを示しています。

（１）貸借対照表

（単位：百万円）

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産	3,238,430	流動負債	363,440
現金及び預金（＊1）	733,530	1年以内返済予定長期借入金	125,221
割賦債権	1,824,664	その他	238,219
その他	680,237		
固定資産	11,185,132	固定負債	11,873,621
有形固定資産	7,096,743	資産見返負債	4,709,024
無形固定資産	145,783	長期借入金	5,179,841
投資その他の資産	3,942,606	その他	1,984,757
長期貸付金	3,896,205		
その他	46,401	法令に基づく引当金等	212,142
		負債合計	12,449,203
		純資産の部（＊2）	
		資本金	115,337
		資本剰余金	661,312
		利益剰余金	1,197,653
		評価・換算差額等	56
		純資産合計	1,974,359
資産合計	14,423,562	負債純資産合計	14,423,562

（２）行政コスト計算書

（単位：百万円）

	金額
損益計算書上の費用	494,588
経常費用（＊3）	494,495
臨時損失（＊4）	92
その他行政コスト	690
行政コスト合計	495,277

(3) 損益計算書

(単位：百万円)

	金額
経常費用 (*3)	494, 495
建設業務費	344, 621
海事業務費	23, 832
地域公共交通等業務費	16
鉄道整備助成業務費	25, 076
資産処分業務費	2, 583
共済関係業務費	14, 797
鉄道支援助成業務費	18, 588
一般管理費	4, 727
財務費用	60, 193
雑損	62
経常収益	462, 538
補助金等収益等	155, 194
自己収入等	307, 344
臨時損失 (*4)	92
臨時利益	89
前中期目標期間繰越積立金取崩額	3
当期総損失 (*5)	31, 958

(4) 純資産変動計算書

(単位：百万円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	評価・換算 差額等	純資産合計
当期首残高	115, 337	625, 767	1, 229, 622	-	1, 970, 727
当期変動額	-	35, 545	-31, 969	56	3, 632
出資金の受入	-	-	-	-	-
固定資産の取得	-	36, 234	-	-	36, 234
当期総損失 (*5)	-	-	-31, 958	-	-31, 958
その他	-	-690	-10	56	-644
当期末残高 (*2)	115, 337	661, 312	1, 197, 653	56	1, 974, 359

(5) キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	金額
業務活動によるキャッシュ・フロー	-253,292
投資活動によるキャッシュ・フロー	19,379
財務活動によるキャッシュ・フロー	141,211
資金に係る換算差額	-
資金増加額（又は減少額）	-92,702
資金期首残高	220,681
資金期末残高(*6)	127,980

(参考) 資金期末残高と現金及び預金との関係

(単位：百万円)

	金額
資金期末残高(*6)	127,980
定期預金	605,550
現金及び預金(*1)	733,530

[詳細につきましては、財務諸表をご覧ください。](#)

1 3. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報

(1) 各財務諸表の概要

①貸借対照表

令和4事業年度末における資産は14,423,562百万円と前年度比152,111百万円増(1.1%増)となっています。これは、現金及び預金が前年度比253,348百万円増(52.8%増)、有形固定資産が前年度比128,938百万円増(1.9%増)、長期貸付金が前年度比190,119百万円増(5.1%増)となった一方で、有価証券が前年度比382,550百万円減(56.1%減)、割賦債権が前年度比68,276百万円減(3.6%減)となったことが主な要因であります。

令和4事業年度末における負債は12,449,203百万円と前年度比148,479百万円増(1.2%増)となっています。これは、資産見返補助金等が前年度比388,778百万円増(14.0%増)、長期借入金(1年以内返済予定長期借入金を含む。)が前年度比184,153百万円増(3.6%増)となった一方で、建設仮勘定見返補助金等が前年度比390,394百万円減(35.5%減)、共済年金追加費用引当金が前年度比44,684百万円減(14.7%減)となったことが主な要因であります。

令和4事業年度末における純資産は、1,974,359百万円と前年度比3,632百万円増(0.2%増)となっています。これは、資本剰余金が前年度比35,545百万円増(5.7%増)、利益剰余金が前年度比31,969百万円減(2.6%減)、評価・換算差額等が前年度比56百万円皆増となったことが要因であります。

② 行政コスト計算書

令和4事業年度の行政コストは495,277百万円と前年度比26,192百万円減(5.0%減)となっています。内訳は、損益計算書上の費用が494,588百万円と前年度比26,138百万円減(5.0%減)、その他行政コストが690百万円と前年度比54百万円減(7.3%減)となっています。

③ 損益計算書

令和4事業年度の経常費用は494,495百万円と前年度比23,651百万円増(5.0%増)となっています。これは、共済年金追加費用引当金繰入が前年度比8,920百万円皆増、業務災害補償費引当金繰入が前年度比4,664百万円皆増、支払利息が前年度比7,553百万円増(14.4%増)となったことが主な要因であります。

令和4事業年度の経常収益は462,538百万円と前年度比3,649百万円減(0.8%減)となっています。これは、補助金等収益が前年度比4,616百万円増(48.7%増)、資産見返補助金等戻入が前年度比4,599百万円増(3.4%増)となった一方で鉄道施設譲渡収入が前年度比8,452百万円減(6.7%減)、受託業務収入が前年度比4,088百万円減(83.0%減)となったことが主な要因であります。

上記経常費用及び経常収益の状況から令和4事業年度の経常損失は31,958百万円と前年度比27,301百万円増(586.2%増)となっています。さらに臨時損失として92百万円、臨時利益として89百万円、前中期目標期間繰越積立金取崩額3百万円を計上した結果、令和4事業年度の当期総損失は31,958百万円となり、前年度比28,430百万円増(805.8%増)となっています。

④ 純資産変動計算書

令和4事業年度末における純資産は、①のとおりです。

⑤ キャッシュ・フロー計算書

令和4事業年度の業務活動で使用了たキャッシュ・フローは 253,292 百万円と前年度比 30,845 百万円増 (13.9%増) となっています。これは、貸付による支出が前年度比 196,831 百万円増 (4000.6%増)、原材料、商品又はサービスの購入による支出が前年度比 75,019 百万円減 (15.8%減) となったことが主な要因であります。

令和4事業年度の投資活動で得たキャッシュ・フローは 19,379 百万円 (前年度は 522,880 百万円の支出) となっています。これは、有価証券の償還による収入が前年度比 562,000 百万円増 (64.0%増) となったことが主な要因であります。

令和4事業年度の財務活動で得たキャッシュ・フローは 141,211 百万円と前年度比 473,879 百万円減 (77.0%減) となっています。これは、長期借入れによる収入が前年度比 438,569 百万円減 (59.0%減) となったことが主な要因であります。

(2) 財政状態及び運営状況について

機構の業務運営は順調に進捗しており、財政状況に大きな問題はありません。

1 4. 内部統制の運用に関する情報

「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局長通知）に基づき、業務方法書に定めた内部統制システムの整備に関する事項を確実に実施するため、理事長を委員長とし、全役員が参画する内部統制委員会において、令和 4 事業年度における内部統制に係る取組計画を策定の上、以下の内部統制の取組みを実施するとともに、当該取組みについて実態把握、継続的な分析、必要な見直しを行い、内部統制の充実・強化を図っています。

また、本社及び各地方機関の内部統制推進会議を通じて、機構全体で内部統制の取組みに係る情報共有を図っています。

（１）統制環境の継続的な整備・運用

理事会や理事長等と監事による懇談会を開催することにより、法人の長がリーダーシップを発揮できる環境の整備・運用を継続して実施しています。

また、新規に採用された職員へはオリエンテーションや研修を通じて基本理念・行動指針の浸透を図っています。

（２）コンプライアンスの推進

コンプライアンスの推進については、内部統制委員会において、令和 4 事業年度におけるコンプライアンスの推進に係る取組計画を策定し、当該取組計画をフォローアップすることにより、コンプライアンス推進の充実・強化を図っています。

（３）リスク管理に係る取組みの推進

リスク管理については、内部統制委員会において、リスク管理項目を整理の上、既に顕在化したリスク及び特に重要なリスクに係るリスク管理の実施状況等について同委員会で報告を行っております。

また、職員のリスク感覚の強化を図るため、職員研修において、リスク管理に関する内容をカリキュラムに加えて実施しています。

（４）統制活動の継続

機構が、交通ネットワーク整備を通じて社会から信頼され、一層貢献できる組織となるための具体的な取組みをまとめた「鉄道・運輸機構改革プラン」を令和 3 年 7 月に策定・公表し各取組みを進めています。

また、地方機関の業務運営に係る課題等に関する理事長と地方機関の長等との意見交換を、理事長の出張等の機会にあわせて実施するとともに、あわせて、職員との意見交換会等を実施しています。

このほか、内部統制の推進に必要な知識の習得を目的として、職員研修において、内部統制・コンプライアンスに関する講義・演習等カリキュラムに加えて実施しています。

[内部統制に関する実績については、令和 4 年度業務実績等報告書「8.（４）①内部統制の充](#)

[実・強化」をご覧ください。](#)

15. 法人の基本情報

(1) 沿革

沿革

年 月	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構		
		日本鉄道建設公団	運輸施設整備事業団
昭和34年 6月		日本鉄道建設公団設立	国内旅客船公団設立
昭和36年 4月			国内旅客船公団が、特定船舶整備公団と改称
昭和39年 3月			特定船舶整備公団が、船舶整備公団と改称
昭和41年12月			特定船舶製造業安定事業協会設立
昭和53年12月		日本国有鉄道清算事業団設立	新幹線鉄道保有機構設立
昭和62年 4月			特定船舶製造業安定事業協会が、造船業基盤整備事業協会と改称
平成元年 7月			新幹線鉄道保有機構の業務を引き継ぎ、鉄道整備基金設立
平成 3年10月			鉄道整備基金と船舶整備公団が統合し、運輸施設整備事業団設立
平成 9年10月			解散した造船業基盤整備事業協会の業務の一部を、運輸施設整備事業団が承継
平成10年10月			
平成13年 3月			
平成15年10月			
	解散した日本鉄道建設公団と運輸施設整備事業団の業務を承継し、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が設立	解散した日本国有鉄道清算事業団の業務を、日本鉄道建設公団が承継	

(2) 設立に係る根拠法

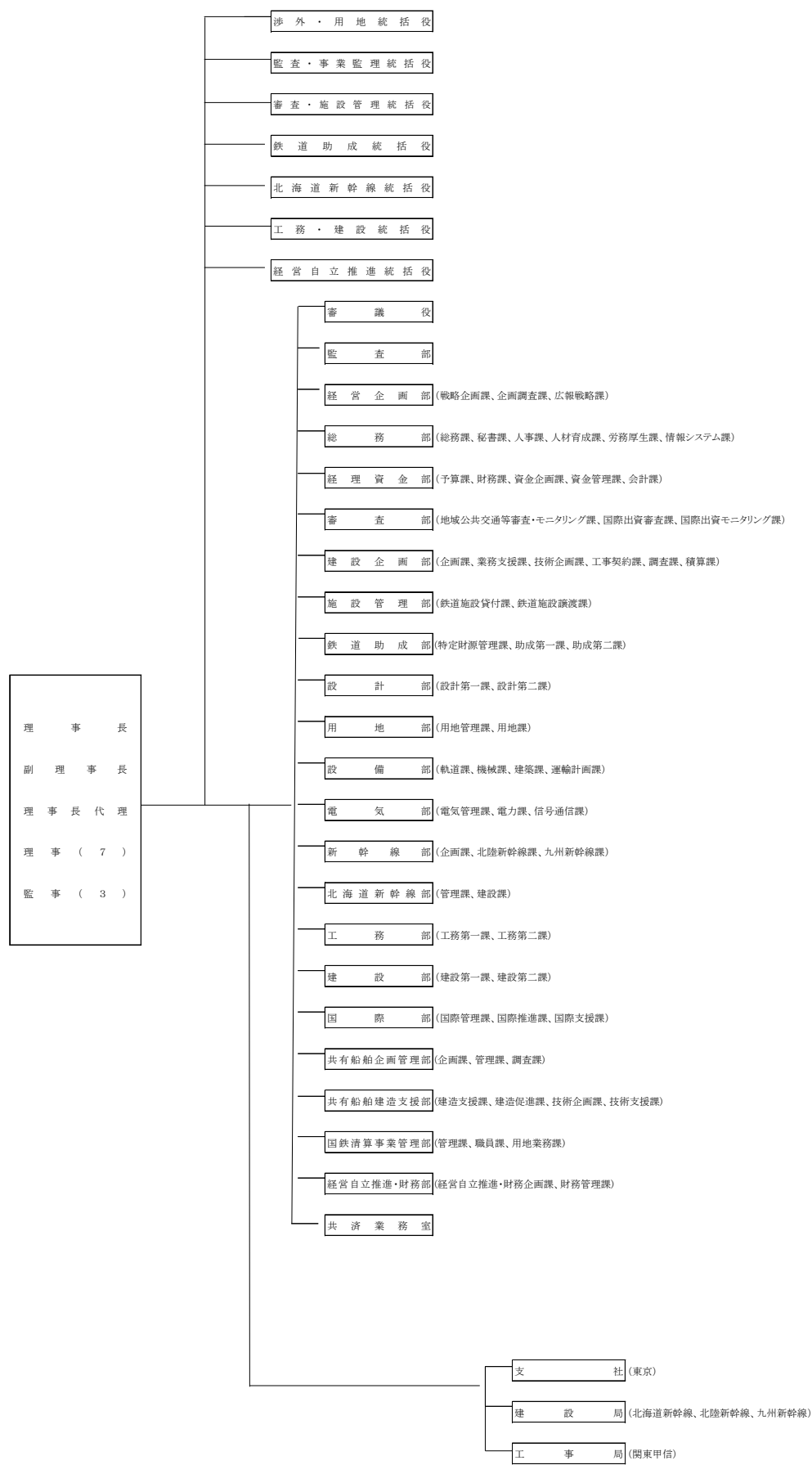
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成14年法律第180号）

(3) 主務大臣

国土交通大臣

(4) 組織図

(令和5年3月31日現在)



(5) 事務所（従たる事務所を含む）の所在地

(令和5年3月31日現在)

機 関	住 所 及 び 電 話
本 社	〒231-8315 神奈川県横浜市中区本町6丁目50-1(横浜アイランドタワー) 総務部総務課 045-222-9100
東京支社	〒105-0011 東京都港区芝公園2丁目4-1(芝パークビルB館) 総務部総務課 03-5403-8780
北海道新幹線建設局	〒060-0002 北海道札幌市中央区北2条西1丁目1(マルイト札幌ビル) 総務部広報・渉外課 011-231-3456
北陸新幹線建設局	〒910-0005 福井県福井市大手2丁目7番15号(明治安田生命福井ビル) 渉外部 0776-25-1280
九州新幹線建設局	〒812-8622 福岡県福岡市博多区祇園町2-1(シティ17ビル) 総務課 092-283-9602
関東甲信工事局	〒222-0033 神奈川県横浜市長北区新横浜2丁目5-11(金子第1ビル) 総務課 045-475-5500

(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況

名称	業務内容
日本高速鉄道電気エンジニアリング（株）	インド高速鉄道の電気パッケージにおいて発注者であるインド高速鉄道公社の代理・代行を行う業務

(7) 主要な財務データの経年比較

(単位：百万円)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
資産	13,670,455	13,613,269	13,681,172	14,271,451	14,423,562
負債	11,700,652	11,639,043	11,706,859	12,300,724	12,449,203
純資産	1,969,803	1,974,226	1,974,313	1,970,727	1,974,359
行政コスト	-	468,925	495,698	521,470	495,277
経常費用	513,626	467,991	492,601	470,844	494,495
経常収益	597,429	466,598	482,070	466,187	462,538
当期総利益 (-当期総損失)	83,928	-1,126	-12,735	-3,528	-31,958

(注) 行政コストは、独立行政法人会計基準の改訂に伴い、令和元年度より表示しております。

(8) 翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画（法人単位）

予算

（単位：百万円）

収入	金額	支出	金額
運営費交付金	317	業務経費	386,783
国庫補助金等	152,633	受託経費	34,892
政府出資金	1,200	借入金等償還	218,800
借入金等	158,000	支払利息	69,704
業務収入	361,935	一般管理費	6,530
受託収入	36,831	人件費	16,028
業務外収入	1,813	業務外支出	46,355
合計	712,730	合計	779,092

収支計画

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	2,269,435
経常費用	2,202,468
鉄道建設業務費	1,203,009
海事業務費	23,531
地域公共交通等業務費	17
鉄道助成業務費	940,141
特例業務費	29,013
受託経費	2,269
一般管理費	4,347
減価償却費	141
財務費用	66,724
雑損	243
収益の部	2,251,272
運営費交付金収益	301
鉄道建設業務収入	1,023,168
海事業務収入	25,196
地域公共交通等業務収入	3,769
鉄道助成業務収入	1,016,269
補助金等収益	10,512
受託収入	2,269
賞与引当金見返に係る収益	22
退職給付引当金見返に係る収益	2
資産見返負債戻入	169,108
財務収益	14
雑益	644
純損失	18,163
目的積立金取崩額	3
総損失	18,159

資金計画

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	1,296,757
業務活動による支出	528,764
投資活動による支出	31,936
財務活動による支出	218,800
翌年度への繰越金	517,258
資金収入	1,296,757
業務活動による収入	551,244
運営費交付金による収入	307
補助金等による収入	99,919
受託収入	36,831
その他の収入	414,187
投資活動による収入	11,712
財務活動による収入	159,200
前年度よりの繰越金	574,600

(注) 令和5年3月31日現在の予算、収支計画及び資金計画を記載しております。

[詳細につきましては、令和5年度計画をご覧ください。](#)

16. 参考情報

(1) 要約した法人単位財務諸表の科目の説明

①貸借対照表

現金及び預金	:	現金及び預金
割賦債権	:	割賦契約に基づき鉄道会社との間に発生した鉄道施設の譲渡取引により生じた未収金額
その他（流動資産）	:	上記以外の流動資産で、有価証券、処分用有価証券等が該当
有形固定資産	:	建物、構築物、機械装置、土地など機構が長期にわたって使用または利用する有形の固定資産
無形固定資産	:	借地権、施設利用権など具体的な形態を持たない無形の固定資産
投資その他の資産	:	長期貸付金、長期未収金、退職給付引当金見返等が該当
長期貸付金	:	東海旅客鉄道株式会社、関西高速鉄道株式会社及び大阪市への長期貸付金並びに北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に対する無利子貸付金
その他（投資その他の資産）	:	上記以外の投資その他の資産で、長期未収金、退職給付引当金見返等が該当
1年以内返済予定長期借入金	:	1年以内に返済される予定の長期借入金
その他（流動負債）	:	上記以外の流動負債で、1年以内償還予定鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券、未払金等が該当
資産見返負債	:	国等から交付された補助金等を財源にして取得した資産（資本剰余金に計上するものを除く。）に対応する債務残高
長期借入金	:	事業資金の調達のため借入れた1年を超えて返済される長期借入金
その他（固定負債）	:	上記以外の固定負債で、鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券、共済年金追加費用引当金等が該当
法令に基づく引当金等	:	省令に基づき、鉄道施設に係る貸付料のうち元金相当額が当該鉄道施設の減価償却額を上回った場合に計上される譲渡調整引当金
資本金	:	国からの出資金であり、機構の財産的基礎を構成
資本剰余金	:	国等から交付された補助金等を財源にして取得した資産で機構の財産的基礎を構成するもの
利益剰余金	:	機構の業務に関連して発生した剰余金の累計額
評価・換算差額等	:	関係会社株式の取得価額に対する期末時点評価額との差額

②行政コスト計算書

損益計算書上の費用	:	損益計算書における経常費用及び臨時損失
その他行政コスト	:	政府出資金や国から交付された施設費等を財源として取得した資産の減少に対応する、機構の実質的な会計上の財産的基礎の減少の程度を表すもの
行政コスト	:	機構のアウトプットを生み出すために使用したフルコストの性格を有するとともに、機構の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの算定基礎を示す指標としての性格を有するもの

③損益計算書

建設業務費	:	鉄道建設業務に要した費用
海事業務費	:	共有建造業務に要した費用
地域公共交通等業務費	:	地域公共交通出資等業務及び内航海運活性化融資業務に要した費用
鉄道整備助成業務費	:	鉄道建設等のための助成等に要した費用
資産処分業務費	:	資産処分に要する費用
共済関係業務費	:	業務災害補償費等の支払に要する費用
鉄道支援助成業務費	:	北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社の設備投資等への助成金等
一般管理費	:	給与、賞与、法定福利費等、機構の職員等に要する経費
財務費用	:	利息の支払、債券の発行に要する経費
雑損	:	上記以外の経常費用
補助金等収益等	:	国及び地方公共団体からの補助金等並びに国からの運営費交付金のうち、当期に収益として認識した収益
自己収入等	:	鉄道施設譲渡収入、鉄道施設賃貸収入、貨物船使用料収入、旅客船使用料収入、貸付金利息収入、融資業務収入、処分用資産売却収入、財務収益、共済年金追加費用引当金戻入益等の収益
臨時損益	:	固定資産除却損、固定資産売却損、固定資産売却益等が該当
前中期目標期間繰越積立金取崩額	:	自己収入財源で取得した固定資産の減価償却費等

④純資産変動計算書

当期末残高	:	貸借対照表の純資産の部に記載されている残高
-------	---	-----------------------

⑤キャッシュ・フロー計算書

業務活動による キャッシュ・フロー	:	機構の通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、サービスの提供等による収入、原材料、商品又はサービスの購入による支出、人件費支出等が該当
投資活動による キャッシュ・フロー	:	将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、固定資産や有価証券の取得・売却等による収入・支出が該当
財務活動による キャッシュ・フロー	:	増資等による資金の収入・支出、債券の発行・償還及び借入れ・返済による収入・支出等、資金の調達及び返済等が該当
資金に係る換算差額	:	外貨建て取引を円換算した場合の差額

(2) 政府出資に基づく出資業務の状況

機構では、国の財政投融资特別会計投資勘定からの出資を受け、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく出資業務を行っています。当該出資業務の令和4年度における実施状況の詳細は以下のとおりです。

海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律に基づく出資業務

海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律に基づき、海外の高速鉄道に関する調査等業務の円滑な実施に必要な資金の出資を行っており、出資の財源は、全額財政投融资特別会計出資金であります。なお、出資対象事業に対するデューディリジェンス費用等は、産業投資出資金とともに関係会社株式の取得原価に算入しております。

詳細は以下のとおりであります。(株式評価による損益は除く)

令和4年度末における海外インフラ展開法に基づく出資業務に関する資産及び純資産

(単位：百万円)

項目	出資先	資産	金額	純資産	金額
インド高速鉄道事業	日本高速鉄道電気エンジニアリング株式会社	関連会社株式	168	政府出資金	168

令和4年度における海外インフラ展開法に基づく出資業務に関する損益

(単位：百万円)

項目	出資先	費用	金額	収益	金額	差額
インド高速鉄道事業	日本高速鉄道電気エンジニアリング株式会社	-	-	-	-	-

(3) その他公表資料等との関係の説明

事業報告書に関連するその他公表資料等として、以下の公表資料等を作成しています。

◆ウェブサイト <https://www.jrtt.go.jp>



◆YouTube 公式アカウント https://www.youtube.com/c/jrtt_official



◆公式 Twitter https://twitter.com/JRTT_PR



← **鉄道・運輸機構**
483 件のツイート

プロフィールを編集

鉄道・運輸機構
@JRTT_PR

鉄道・運輸機構（JRTT）の公式アカウントです。
鉄道・船舶を中心とした様々な情報をお届けします！リプライやメッセージには応じられないので、ご質問等がございましたらお問合せ窓口からご連絡ください。

♪公式Instagram [instagram.com/jrtt_pr/](https://www.instagram.com/jrtt_pr/)

◆公式 Instagram https://www.instagram.com/jrtt_pr/



jrtt_pr **プロフィールを編集** 広告ツール Business Suiteを開く

投稿63件 フォロワー283人 フォロー中1人

鉄道・運輸機構
政府機関
鉄道・運輸機構（JRTT）の公式アカウントです。
鉄道・船舶を中心とした様々な情報をお届けします！リプライやメッセージには応じられないので、ご質問等がございましたらお問合せ窓口からご連絡ください。
www.jrtt.go.jp

📷 投稿 📺 リール 📁 保存済み 👤 タグ付けされている人



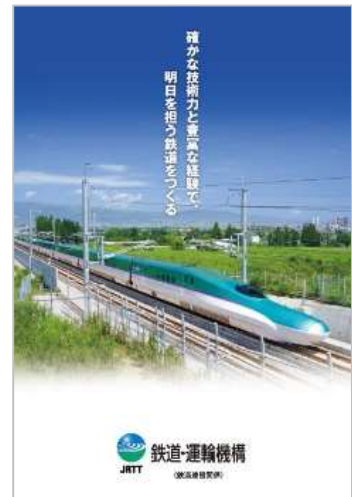
◆総合パンフレット



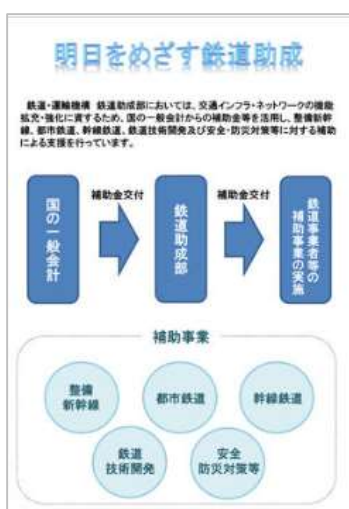
◆広報誌



◆各事業パンフレット



◆各事業パンフレット



◆SDGs 関係



◆環境報告書

